

第3次

印西市男女共同参画プラン



平成31年3月

印西市

はじめに

近年、少子高齢化社会の進展、労働力人口や生産年齢人口の減少、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会情勢は急速に変化しています。

今や、社会は、女性の活躍や参画促進にとどまらず、性別、国籍、年齢、性的指向、障がいの有無など、多様な人材を生かすダイバーシティ(多様性)の推進が重要とされ、一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮できる環境づくりとしての多様な価値観や雇用形態が求められています。



また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、人権尊重の意識が高まり、国籍、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、互いに認め合う共存社会の実現の重要性が認識されています。

このような社会情勢の変化から、男女共同参画施策を取り巻く状況もさらに変化しています。

国においては、あらゆる分野において女性の活躍や参画拡大を促進するため、平成 27 年に「女性活躍推進法」、平成 30 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

本市においては、平成 30 年 5 月に市の人口が 10 万人を突破し、全国各地からの転入者、外国人、印西市で出産して子育てをしようという若い核家族世帯が増加しています。また、企業や大型商業施設の進出に伴い、昼間人口も着実に増加しています。

本市としましては、子どもから高齢者まで、すべての市民の笑顔が輝く魅力あるまち「いんざい」ということで、真に住みよさを実感できるまちづくりを目指す「印西市第 2 次基本計画」のもと、一人ひとりが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現という視点においても、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、この度「第 3 次印西市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、目標を「誰もがいきいきと輝ける社会の実現」と定め、誰もが、個々の人権が尊重され、いかなる差別や暴力も受けることなく、自らの希望する生き方ができ、活躍できる安全・安心なまちづくりの実現を目指し、一人ひとりが社会の一員として、その役割を果たし、男女共同参画の実現に寄与できるよう、市、家庭、地域、学校、職場が一体となって、本プランの推進に取り組んでいくことが重要と考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、多大なご協力を賜りました印西市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様、その他関係するすべての皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 31 年 3 月

印西市長 極倉正直

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景	2
(1) 男女共同参画社会とは	2
(2) 男女共同参画を取り巻く近年の主な国・県の動向	2
(3) 計画策定の必要性	3
2. 計画の位置付け・期間	4
(1) 計画の位置付け	4
(2) 計画の期間	4
3. 計画の策定体制	6
第2章 印西市を取り巻く現状	7
1. 統計にみる本市の現状	8
(1) 人口や世帯の状況	8
(2) 人口動態の状況	13
(3) 就業等の状況	15
(4) あらゆる暴力に関する状況	17
(5) 政策・方針決定過程への女性参画の状況	18
2. 意識調査にみる本市の現状	19
(1) 男女共同参画に関する意識の状況	19
(2) あらゆる暴力に関する状況	21
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に関する状況	23
(4) 政策・方針決定過程への女性参画や女性のエンパワーメントに関する状況	24
第3章 基本計画（2019(平成31)年度～2028年度）	27
1. 計画の基本理念と計画の目標	28
2. 計画の体系	29
3. 基本的な課題と重点目標	30
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり	30
重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり	32
重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	35

第4章 実施計画（2019(平成31)年度～2023年度）	37
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり	38
重点施策(1)あらゆる分野における男女共同参画意識づくり	38
重点施策(2)あらゆる暴力の根絶	41
重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり	44
重点施策(1)多様な働き方を選択できる環境づくり	44
重点施策(2)地域社会で支える育児・介護の環境づくり	47
重点施策(3)政策・方針決定過程への女性参画の促進	52
重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	54
重点施策(1)生涯にわたる健康づくり	54
重点施策(2)誰もが住みやすい地域づくり	57
計画の目標指標	60
第5章 推進体制	63
1. 推進体制の強化	64
(1)庁内推進体制の充実	64
(2)印西市男女共同参画推進懇話会	64
(3)関係機関等との連携の推進	64
(4)男女共同参画活動拠点機能の整備	64
(5)苦情処理・相談体制の整備	64
2. 計画の進行管理	65
(1)事業の推進状況の点検・評価	65
(2)目標指標による進捗の把握	65
第6章 資料編	67
1. 計画の策定経過	68
2. 第3次印西市男女共同参画プランに向けた提言書	69
3. 印西市男女共同参画推進懇話会委員名簿	74
4. 印西市男女共同参画推進懇話会設置要綱	76
5. 印西市男女共同参画推進本部設置要綱	78
6. 関係法令等	80
(1)男女共同参画社会基本法	80
(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	83
(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	90
(4)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	95

※年・年度に関する表記について

平成31年3月の本プラン発行時において新元号が公表されていないため、既に公表されている計画等における元号表記はそのまま使用し、本プランにおける2019年5月以降の表記については西暦表記を使用しています。

第 1 章 計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨・背景

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第 2 条）

(2) 男女共同参画を取り巻く近年の主な国・県の動向

① 国の動向

国においては、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）が公布されました。その後、平成 16 年、平成 19 年の改正を経て、平成 25 年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための「事業主行動計画」の策定が、国及び地方公共団体、労働者の数が 300 人を超える民間事業主に義務付けられ（労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務）、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取組が進められています。

また、同年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素とし、計画全体にわたる横断的視点として位置付けました。

さらに、平成 30 年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。この法律では、国政及び地方議会の選挙において、政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すよう規定されています。

【「第 4 次男女共同参画基本計画」の期間】

「基本的な考え方」は、平成 37 年度までの 10 年間

「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」は、平成 32 年度までの 5 年間

②千葉県の動向

千葉県では、平成 13 年に「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

また、平成 18 年には、「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画」が策定されました。

その後、第 2 次、第 3 次計画を経て、平成 28 年に「第 4 次千葉県男女共同参画計画」を策定し、この計画を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策を設定しています。

【「第 4 次千葉県男女共同参画計画」の期間】

基本計画は、平成 37 年度までの 10 年間

事業計画は、平成 32 年度までの 5 年間

(3)計画策定の必要性

本市では、平成 16 年に「印西市男女共同参画プラン」を策定し、平成 26 年には本市の現状と課題を踏まえて施策内容を見直した「第 2 次印西市男女共同参画プラン」(以下「第 2 次プラン」という。)を策定しました。第 2 次プランでは、「DV 防止法」に基づく「DV 防止基本計画」としても位置付けています。この計画に基づき、男女共同参画の取り組みを進めた結果、平成 29 年の「印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)」(以下「市民対象調査」という。)では、男女が「平等である」と感じる人が各分野で増加し、一定の成果が得られています。

しかしながら、依然として男性優遇と感じる人が多く、男女共同参画社会の実現は道半ばといえます。

本市の職員を例にあげると、全職員に占める女性職員比率及び女性管理職比率は向上している一方、男性の育児休業取得率は 0%で推移している状況であり、市、市民、事業所とが一体となり、全市を挙げてさらに男女共同参画に取り組んでいくことが必要となっています。

このような男女共同参画を取り巻く状況に加え、「女性活躍推進法」を踏まえて、本市のこれまでの取り組みのさらなる推進と、新たな課題への対応を進めるため、「第 3 次印西市男女共同参画プラン」(以下「本プラン」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

本プランは、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 4 次千葉県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「印西市総合計画（基本構想・第 2 次基本計画）」や本市における他の個別計画との整合性を図り、基本的な方針と具体的な取組を示すものです。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び第 4 項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」にあたるもので、基本的な方針を示した基本計画と、具体的な取組内容を示した実施計画で構成されています。

また、本プランを、「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に規定される「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」として位置付けます。

本プランは、平成 29 年に実施した市民対象調査の結果や、毎年度本市でとりまとめている「第 2 次印西市男女共同参画プラン進捗状況報告書」に基づく進捗状況や課題を反映しています。

さらに、学識経験者や市民の代表等から構成された「印西市男女共同参画推進懇話会」によってとりまとめられた提言を尊重し、計画に反映しています。

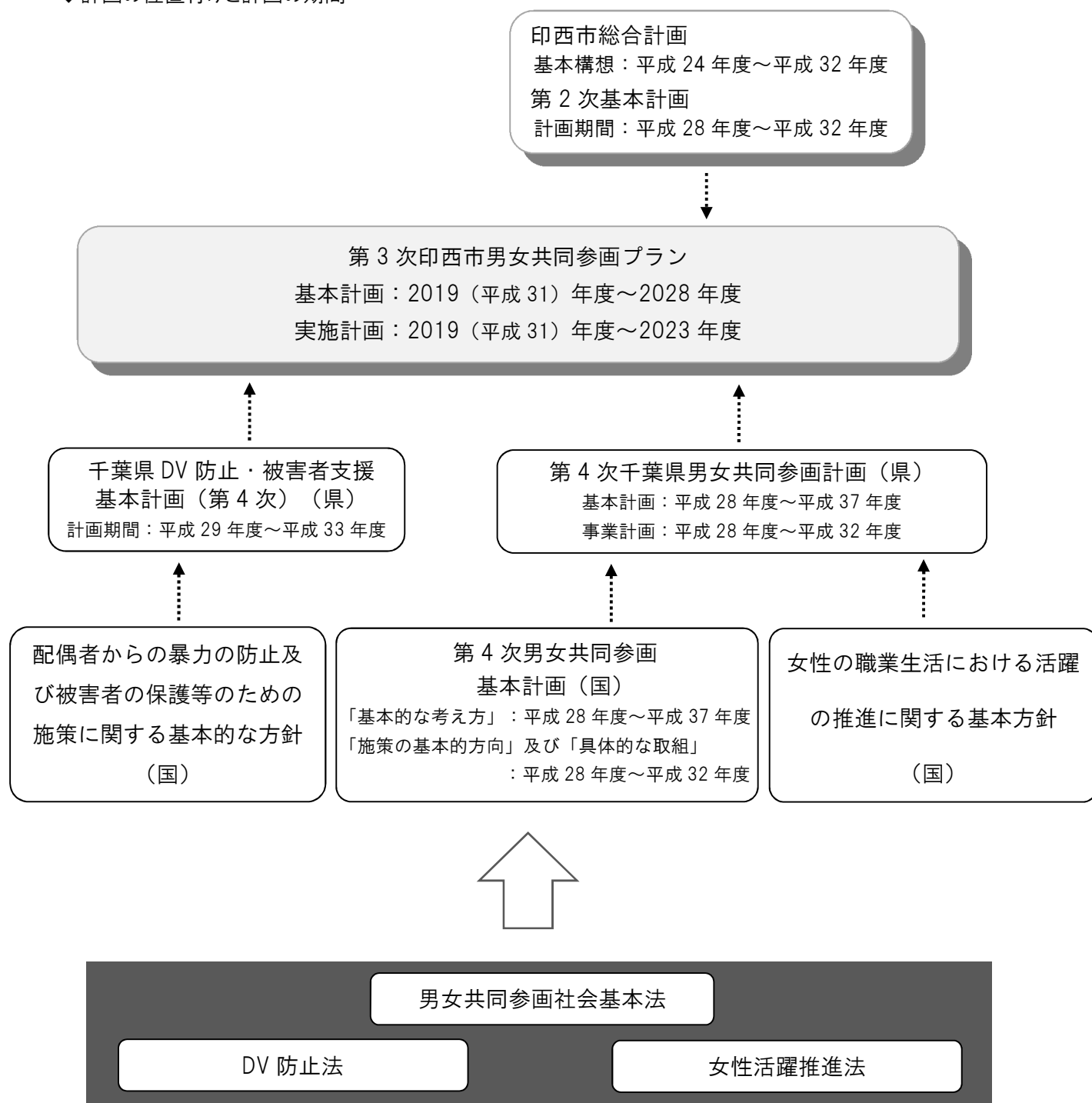
(2) 計画の期間

基本計画（第 3 章）は、2028 年度までの 10 年間とします。

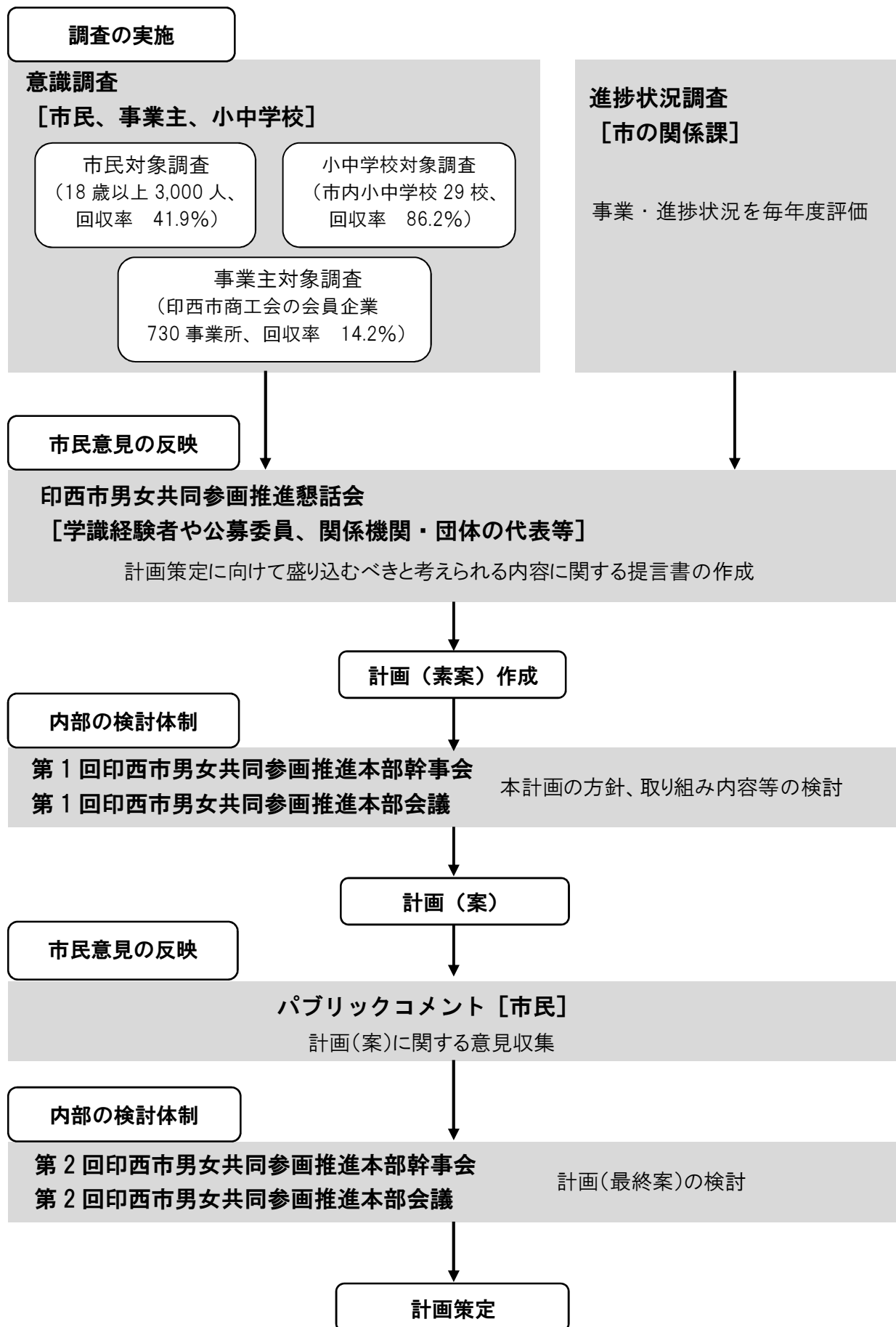
実施計画（第 4 章）は、2023 年度までの 5 年間とします。

計画期間中に、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うことがあります。

◆計画の位置付けと計画の期間



3. 計画の策定体制



第 2 章 印西市を取り巻く現状

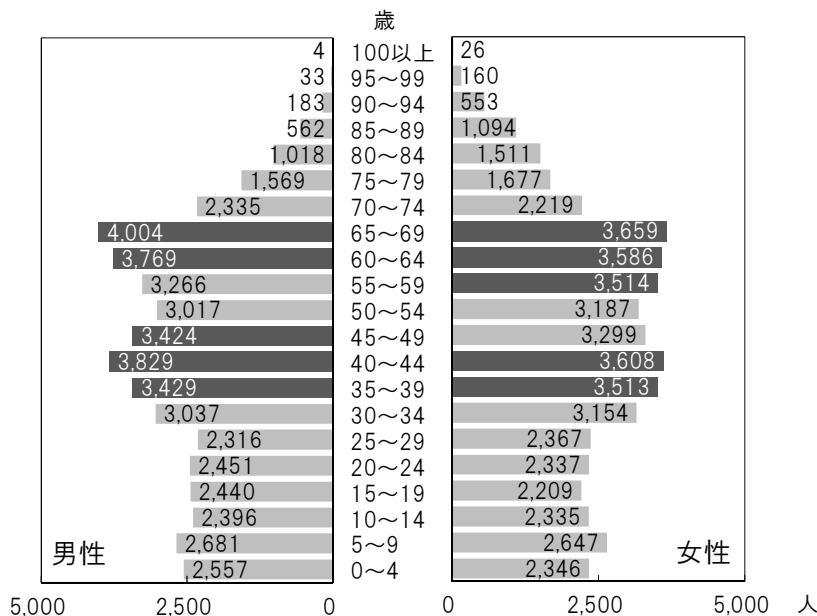


1. 統計にみる本市の現状

(1) 人口や世帯の状況

- 男女別の人口は、男性では 35～49 歳、60～69 歳が、女性では 35～44 歳、55～69 歳が占める割合が高くなっています。

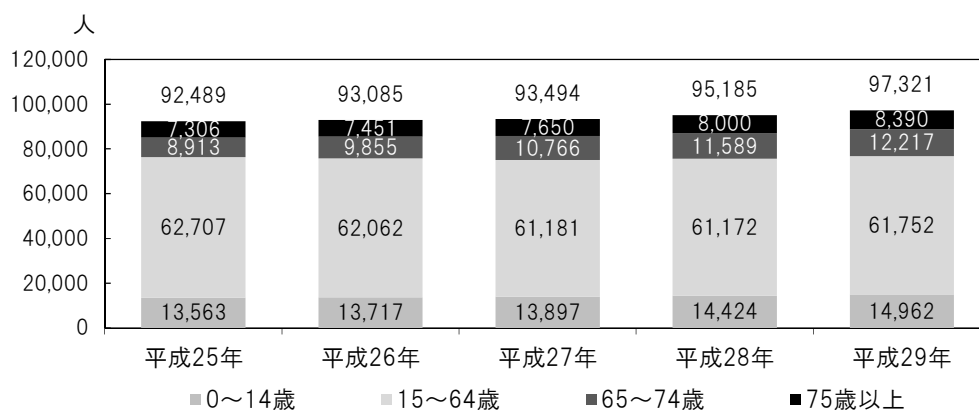
◆5歳階級別人口ピラミッド(印西市)



出典:千葉県年齢別・町丁字別人口調査(平成 29 年 4 月1日現在)

- 人口は平成 25 年以降一貫して増加しており、0～14 歳、65～74 歳、75 歳以上がいずれも増加し続けています。平成 30 年 5 月 29 日には、人口が 100,000 人を突破しました。

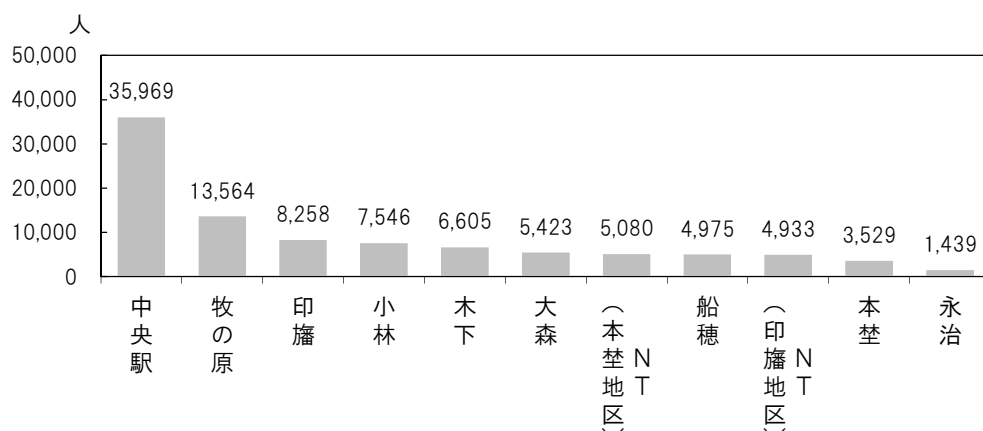
◆年齢4区分人口の推移(印西市)



出典:千葉県年齢別・町丁字別人口調査(各年 4 月1日現在)

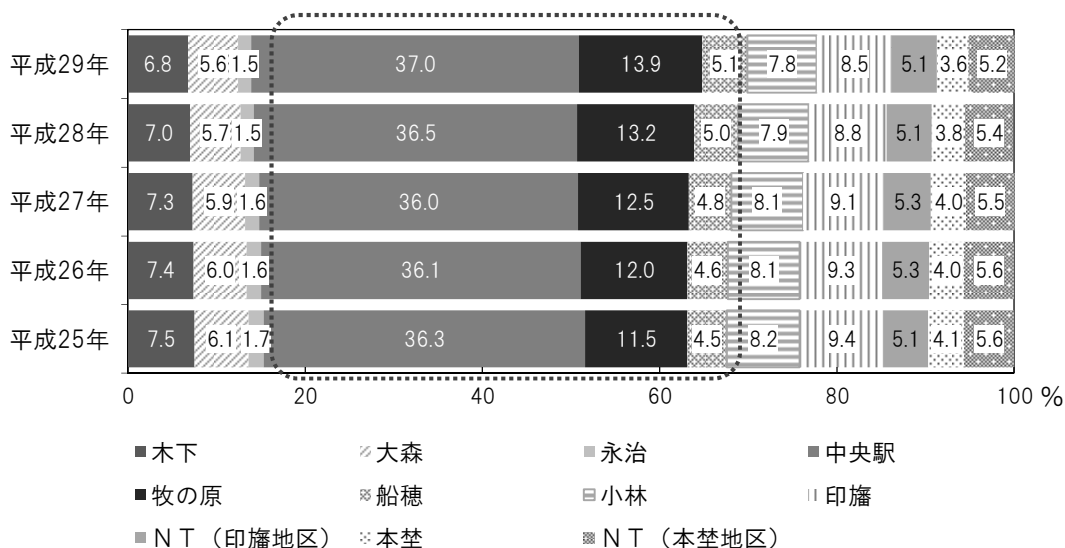
- 地区別の人口は、中央駅地区が最も多く、次いで、牧の原地区となっています。割合で見ると、中央駅地区が、本市全体の人口の3割以上を占めています。平成25年以降では、中央駅地区、牧の原地区、船穂地区で割合が増加しています。

◆地区別の人口(印西市)



出典:住民基本台帳(平成29年3月31日現在)

◆地区別の人口割合の推移(印西市)

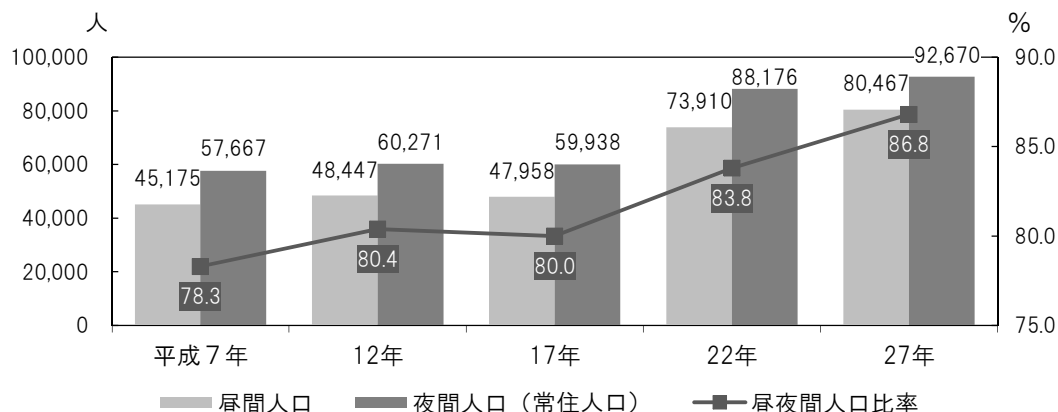


出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)

地区名	大字名	地区名	大字名
木下地区	木下、木下南一～二丁目、竹袋、別所、宗甫、平岡、木下東一～四丁目	小林地区	小林、小林北一～六丁目、小林浅間一～三丁目、小林大門下一～三丁目
大森地区	大森、鹿黒、鹿黒南三丁目、亀成、発作、相嶋、浅間前	印旛地区	瀬戸、山田、平賀、平賀学園台一～三丁目、吉高、萩原、松虫、岩戸、師戸、鎌刃、大廻、造谷、吉田
永治地区	浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉	NT(印旛地区)	美瀬一～二丁目、舞姫一～三丁目、若萩一～三丁目
中央駅地区	小倉台一～四丁目、大塚三丁目、牧の木戸一丁目、木刈一～七丁目、内野一～三丁目、武西学園台一・三丁目、原山一～三丁目、高花一～六丁目、戸神台一～二丁目、中央北二丁目、中央南一～二丁目	本埜地区	中根、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曽根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林
牧の原地区	東の原一～三丁目、西の原一～四丁目、牧の原四～六丁目、原二～四丁目	NT(本埜地区)	滝野一～七丁目
船穂地区	武西、戸神、船尾、松崎、松崎台二丁目、結縁寺、多々羅田、草深、泉		

- 昼間・夜間人口*¹ともに年々増加傾向にあります。いずれの年も夜間人口(常住人口)が昼間人口を上回っており、昼夜間人口比率*²は平成 27 年には 86.8%となっています。

◆昼間・夜間人口及び昼夜間人口比率の推移(印西市)

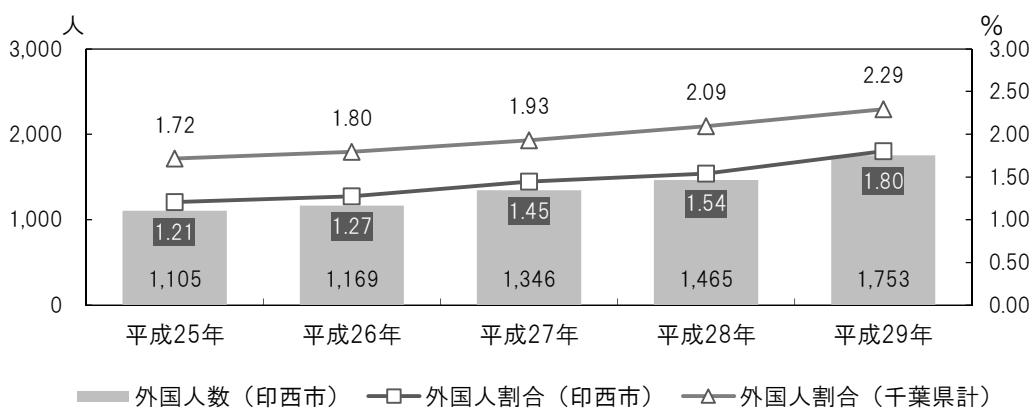


出典:国勢調査

※平成 17 年以前は印西市のみの数値(印旛村・本埜村を含まない)。

- 本市の外国人数は年々増加しており、平成 29 年には、平成 25 年の約 1.6 倍となっています。また、人口に占める外国人割合は、千葉県計と比較すると低いものの、年々上昇しています。

◆外国人数と割合の推移(印西市)



出典:住民基本台帳(各年 12 月末)

※割合算出の基にした人口は、それぞれ翌年1月1日現在。

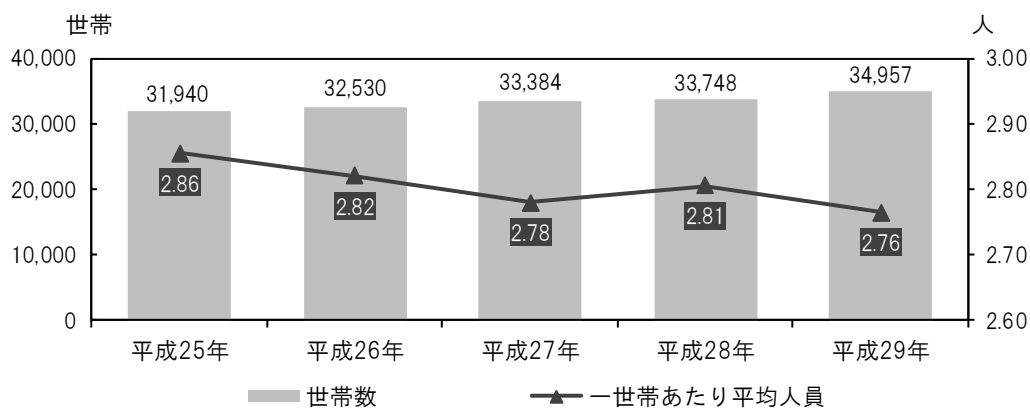
*** 用語解説 ***

*¹ **昼間・夜間人口**:当該市町村の常住人口を夜間人口といい、夜間人口に当該市町村への流入人口と当該市町村からの流出人口を加減して算出した人口を昼間人口という。

*² **昼夜間人口比率**:夜間人口(常住人口)100 人あたりの昼間人口の割合。

- 世帯数は、増加で推移しています。一方、一世帯あたり平均人員は概ね減少傾向にあります。

◆世帯数と一世帯あたり平均人員の推移(印西市)

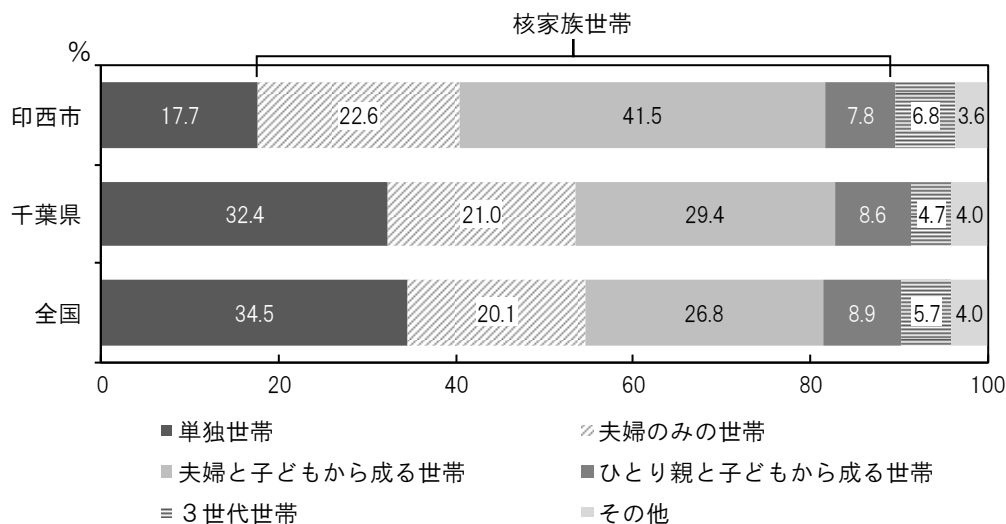


出典:住民基本台帳(各年3月31日現在)

※外国人を含む。

- 世帯類型は、全国、千葉県と比較して、本市では「単独世帯」が17.7%と少なく、「核家族世帯」が71.9%と多くなっています。核家族世帯の内訳を見ると、全国、千葉県と比較して、特に「夫婦と子どもから成る世帯」が41.5%と多くなっています。

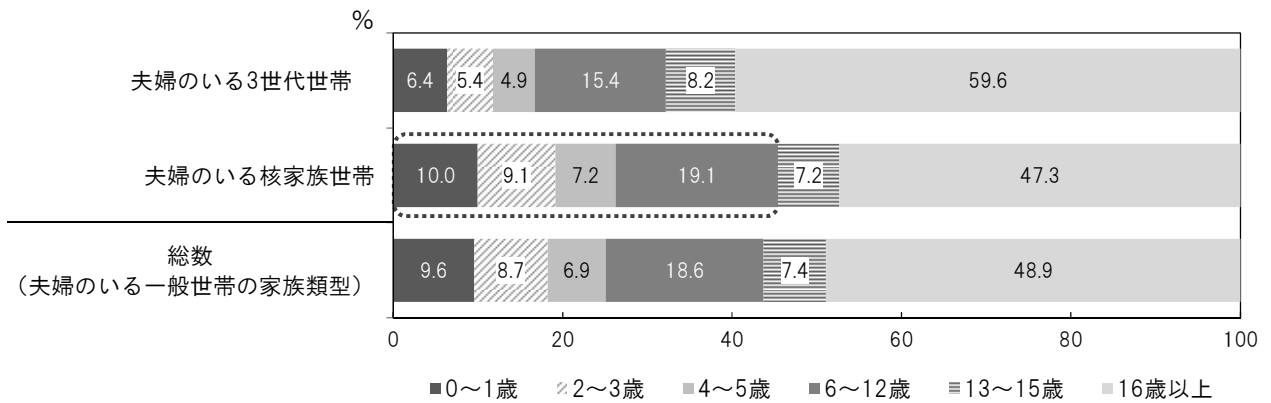
◆世帯類型の比較(国・県比較)



出典:国勢調査(平成27年)

- 世帯類型ごとに最年少の子どもの年齢を見ると、「夫婦のいる核家族世帯」では「0～5 歳」が 26.3%、「6～12 歳」が 19.1%を占め、いずれも「夫婦のいる 3 世代世帯」よりも高い割合となっています。

◆ 最年少の子どもの年齢（夫婦のいる一般世帯、子どもあり）



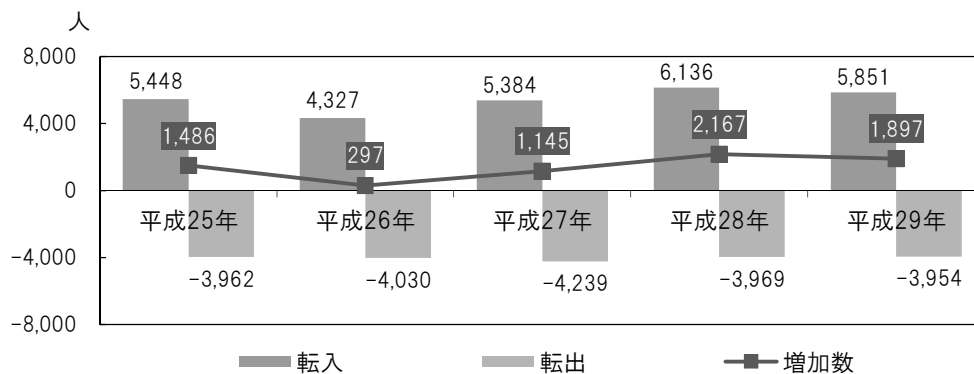
出典：国勢調査（平成 27 年）

※「夫婦のいる一般世帯」のうち、それぞれの家族類型について、「子どもあり」世帯を 100.0%として算出。

(2)人口動態の状況

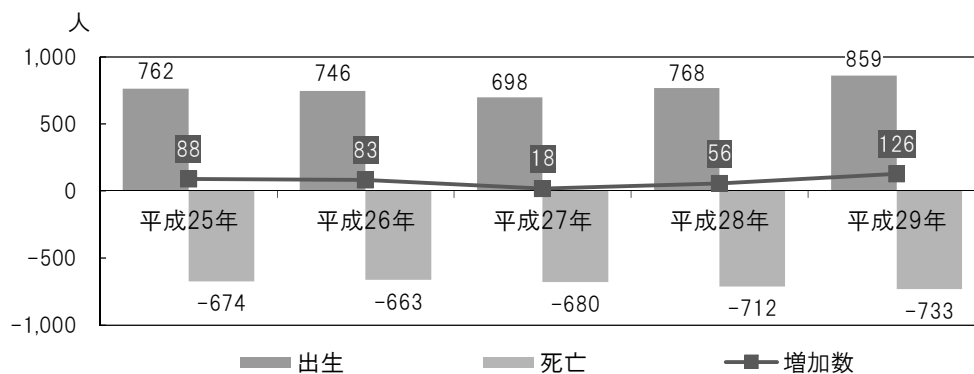
- 社会動態は、転入が転出を上回る社会増で推移しています。転入がやや減少した平成 26 年を除き、転入は 5,000 人～6,000 人台で推移しています。
- 自然動態は、出生が死亡を上回る自然増で推移しています。

◆社会動態の推移(印西市)



出典:千葉県毎月常住人口調査年報(各年1月1日から翌年1月1日)

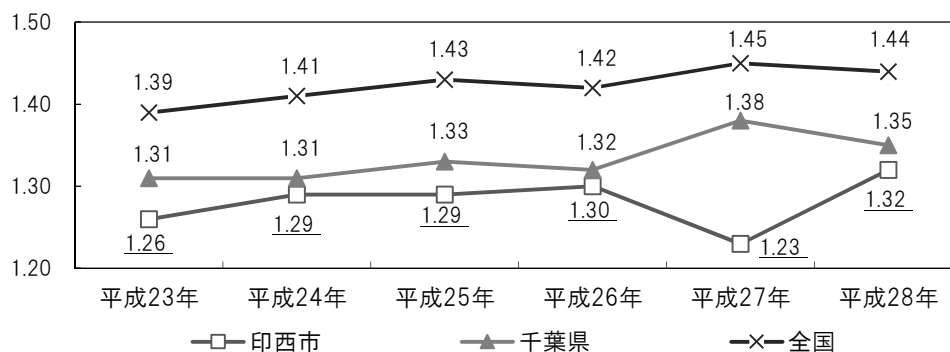
◆自然動態の推移(印西市)



出典:千葉県毎月常住人口調査年報(各年1月1日から翌年1月1日)

- 合計特殊出生率^{*3}は、国、県をともに下回って推移しています。

◆合計特殊出生率の推移(国・県比較)

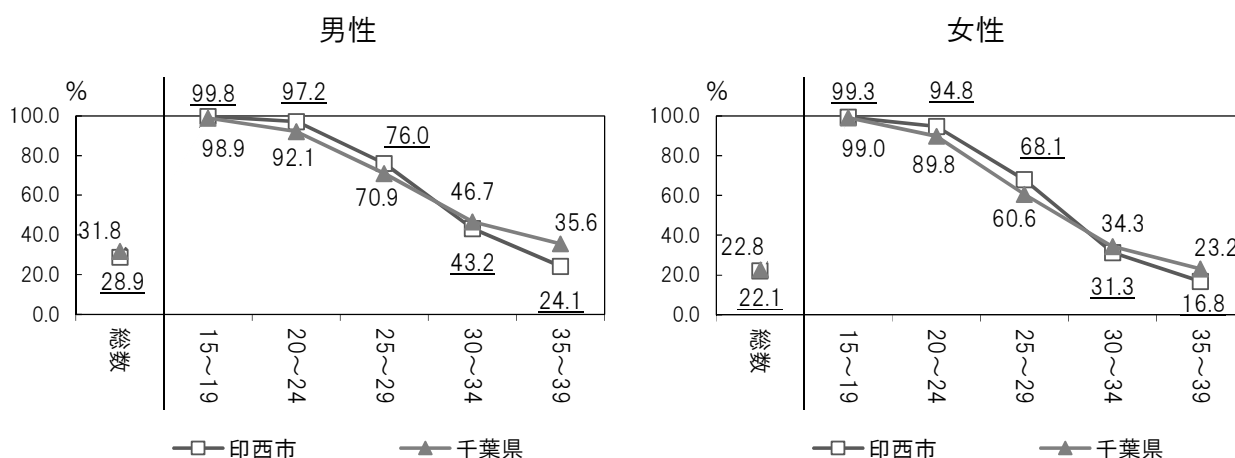


出典：人口動態統計

※印西市については、平成 17 年以降(平成 22 年及び平成 27 年を除く)は「【日本人人口】住民基本台帳年齢階級別人口」(総務省)を用いて数値を算出したもの。

- 有配偶率は、男女ともに 29 歳以下の各階級では県の方が高くなっていますが、30～39 歳では県を上回っています。

◆男女5歳階級別の有配偶率(県比較)



出典：国勢調査(平成 27 年)

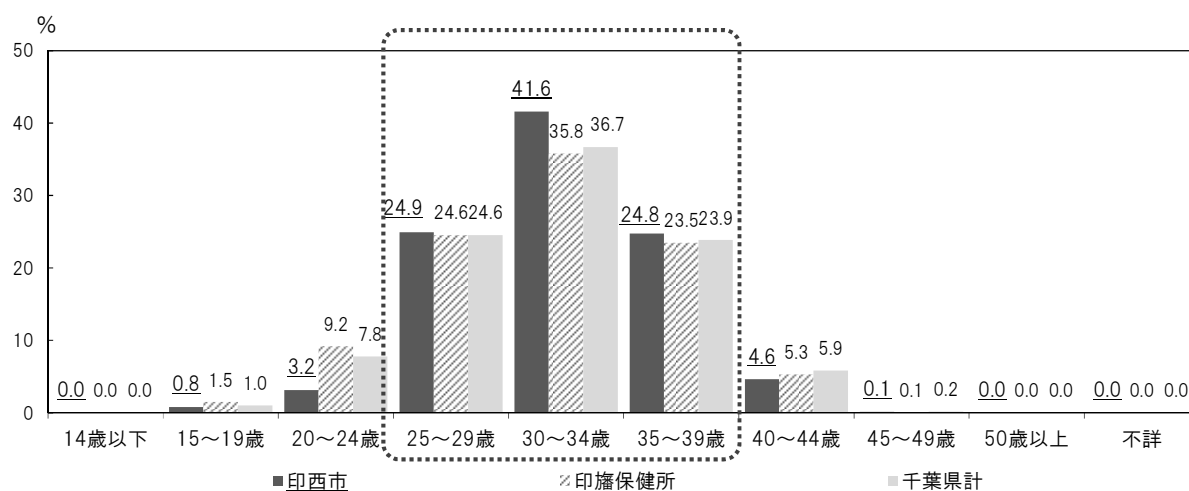
※総数は、15 歳以上人口に占める有配偶者数の割合を表す。

*** 用語解説 ***

^{*3} **合計特殊出生率**：出産可能年齢(15～49 歳)の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。合計特殊出生率(TFR)＝(母の年齢別出生数／該当年齢日本人女子人口)の 15 歳～49 歳の合計で計算される。

- 母の年齢階級別に出生数の割合を見ると、本市では 25～39 歳のいずれの年齢階級でも印旛保健所、千葉県計を上回っています。

◆母の年齢階級別出生割合（保健所・県比較）



(歳)	総数	14以下	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50以上	不詳
印西市	755	0.0	0.8	3.2	24.9	41.6	24.8	4.6	0.1	0.0	0.0
印旛保健所	4,883	0.0	1.5	9.2	24.6	35.8	23.5	5.3	0.1	0.0	0.0
千葉県計	45,387	0.0	1.0	7.8	24.6	36.7	23.9	5.9	0.2	0.0	0.0

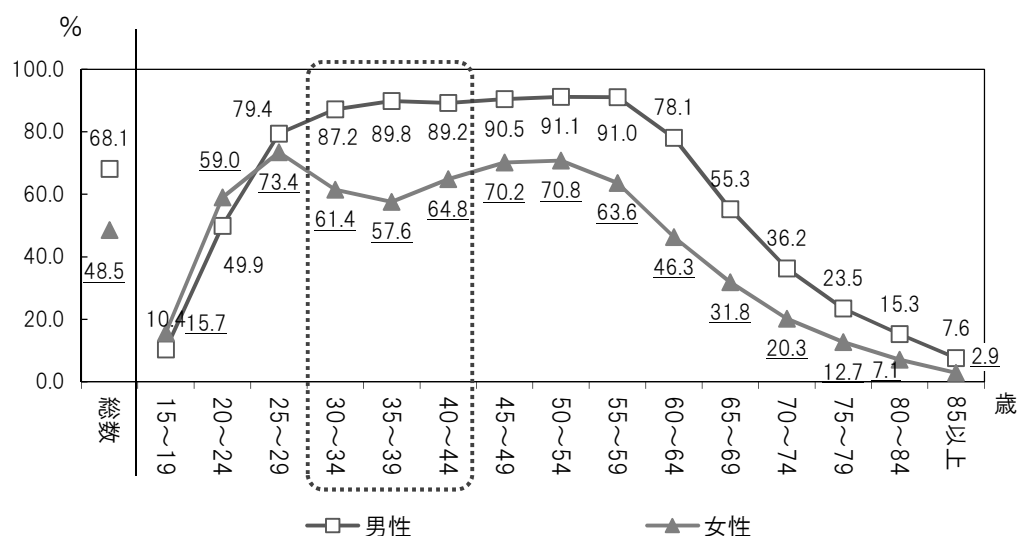
出典：平成 28 年千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

※印旛保健所、千葉県計よりも高い場合に網掛けをしている。

(3) 就業等の状況

- 就業率は、総数で見ると男女で約 20 ポイントの開きがあります。20～29 歳では男女間の差は小さいものの、30～44 歳では差が大きくなり、女性の就業率は 6 割前後となっています。

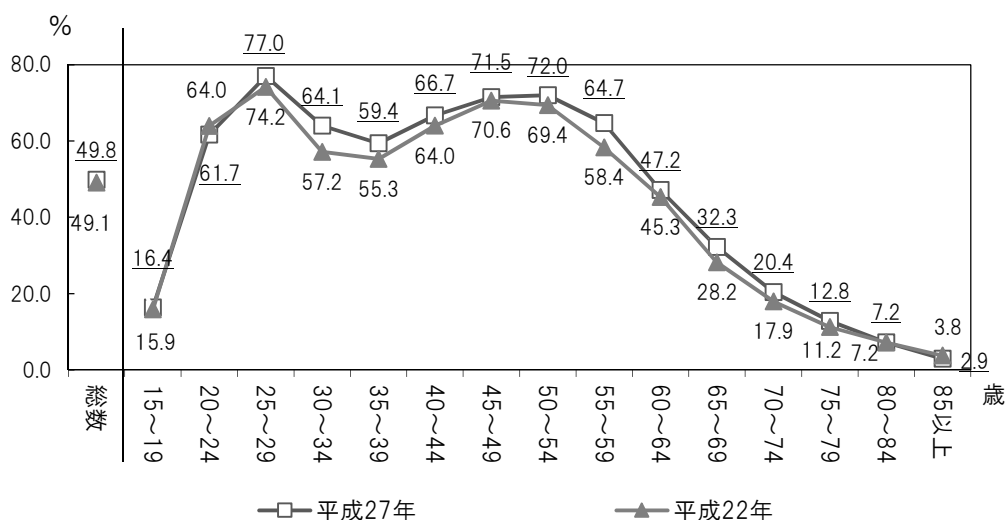
◆5歳階級別 15 歳以上就業率（印西市）



出典：国勢調査（平成 27 年）

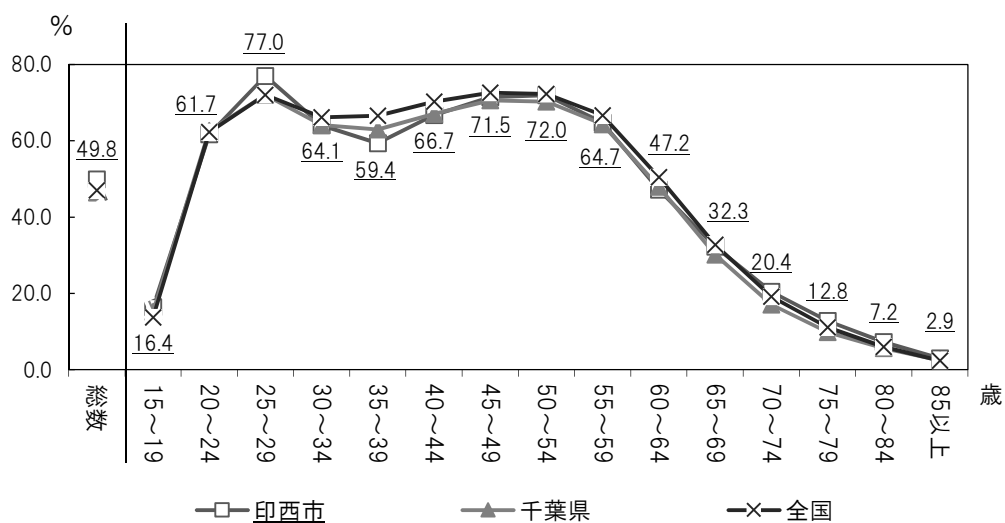
- 女性の労働力率(就業者と完全失業者の合計)は、平成 27 年には概ね上昇しており、子育て世代の女性が離職することによる落ち込みを示す M 字カーブがゆるやかになっています。

◆5歳階級別女性の労働力率の推移(印西市)



出典:国勢調査(平成 22、27 年)

◆5歳階級別女性の労働力率(国・県比較)



(歳)	総数	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～ 79	80 ～ 84	85 以上
印西市	49.8	16.4	61.7	77.0	64.1	59.4	66.7	71.5	72.0	64.7	47.2	32.3	20.4	12.8	7.2	2.9
千葉県	46.5	15.2	62.7	72.0	64.1	63.0	67.1	70.6	70.3	64.3	48.0	30.1	17.1	9.8	5.6	2.5
全国	47.0	13.7	62.3	72.1	66.1	66.5	70.3	72.6	72.3	66.7	50.4	32.7	19.2	11.1	6.0	2.4

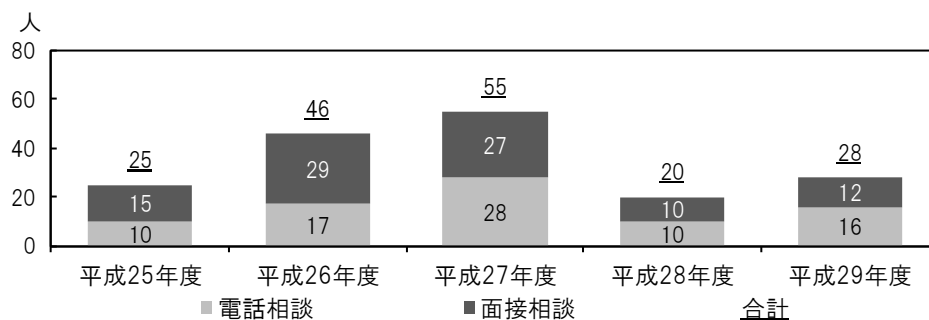
出典:国勢調査(平成 27 年)

※全国、千葉県よりも高い場合に網掛けをしている。

(4)あらゆる暴力に関する状況

- 本市で受けた DV 相談者数(実人数)は、平成 26～27 年度にかけて増加したものの、平成 28 年度以降は 20 人台で推移しています。
- 千葉県内においては、平成 29 年 4 月現在、54 市町村すべてにおいて DV 相談窓口を整備しているほか、市町村の相談窓口以外でも相談を受け付けており、DV 相談の総数は 1 万件近い相談が続いています。
- 千葉県警察における DV 事案の相談件数は増加傾向にあります。加害者との関係は、婚姻関係にあるものが約 8 割ですが、内縁関係の割合が年々増加しています。また、被害者の性別は、女性が多いものの、男性の占める割合が年々増加する傾向にあります。

◆DV 相談者数(実人数)の推移(印西市)



※子育て支援課・市民課・市民活動推進課への相談があった方の実人数の合計。

◆千葉県内市町村における DV 相談受理状況(単位:件)

年度	総 数	相談方法		処 理 状 況				
		電 話	来 所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他 機 関 へ の 引 継		
						婦人相談所	警 察	その他
24年度	6,860	3,163 (46.1%)	3,697 (53.9%)	5,894 (85.9%)	582 (8.5%)	136 (2.0%)	72 (1.0%)	176 (2.6%)
25年度	8,017	3,578 (44.6%)	4,439 (55.4%)	6,954 (86.8%)	730 (9.1%)	92 (1.1%)	56 (0.7%)	185 (2.3%)
26年度	9,648	4,756 (49.3%)	4,892 (50.7%)	8,463 (87.7%)	766 (7.9%)	102 (1.1%)	64 (0.7%)	253 (2.6%)
27年度	9,375	4,939 (52.7%)	4,436 (47.3%)	7,872 (84.0%)	1,154 (12.3%)	71 (0.8%)	69 (0.7%)	209 (2.2%)
28年度	9,297	4,420 (47.5%)	4,877 (52.5%)	8,147 (87.6%)	844 (9.1%)	66 (0.7%)	78 (0.8%)	162 (1.7%)

出典:平成 29 年度千葉県男女共同参画白書(千葉県男女共同参画課)

◆千葉県警察における DV 事案の相談受理状況(単位:件)

	総 数(対応票作成件数)	加害者との関係		被害者の性別	
22年	1,156	婚姻	986 85.3%	女性	1,139 98.5%
		内縁	170 14.7%	男性	17 1.5%
23年	1,178	婚姻	1,034 87.8%	女性	1,155 98.0%
		内縁	144 12.2%	男性	23 2.0%
24年	2,235	婚姻	1,939 86.8%	女性	2,079 93.0%
		内縁	296 13.2%	男性	156 7.0%
25年	1,894	婚姻	1,681 88.8%	女性	1,787 94.4%
		内縁	213 11.2%	男性	107 5.6%
26年	2,354	婚姻	1,860 79.0%	女性	2,155 91.5%
		内縁	494 21.0%	男性	199 8.5%
27年	2,727	婚姻	2,176 79.8%	女性	2,389 87.6%
		内縁	551 20.2%	男性	338 12.4%
28年	3,311	婚姻	2,634 79.6%	女性	2,673 80.7%
		内縁	677 20.4%	男性	638 19.3%

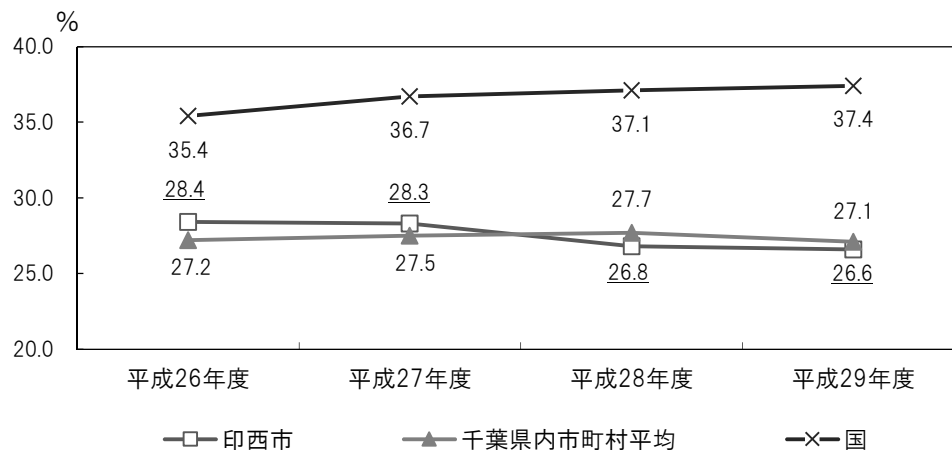
出典:平成 29 年度千葉県男女共同参画白書(千葉県警察本部)

※平成 26 年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(平成 26 年に DV 防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力が DV 事案の対象となったため)。

(5)政策・方針決定過程への女性参画の状況

- 目標設定の対象である審議会等における女性委員比率は、26～28%台で推移し、千葉県内市町村平均と概ね同程度で推移しています。
- 市町村職員における女性管理職への登用率については、本市では年々上昇し、平成29年度には千葉県内市町村平均を超えて11.6%となっています。

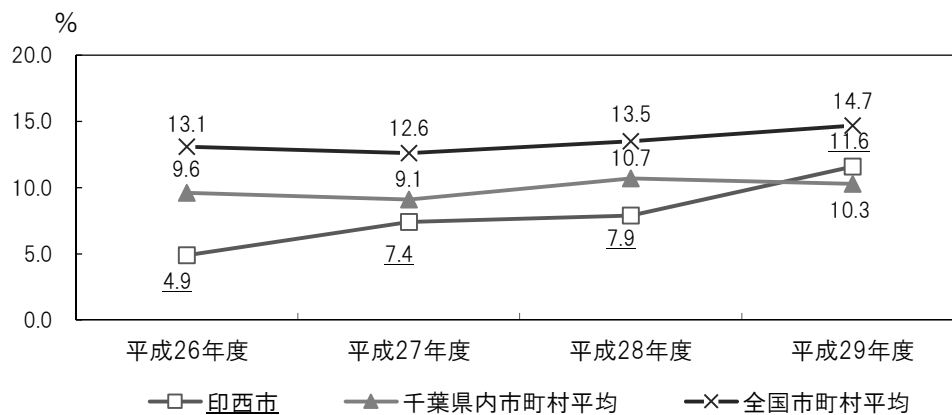
◆目標設定の対象である審議会等における女性委員比率(国・県比較)



※印西市、千葉県内市町村平均：各年4月1日現在、国：各年9月30日現在

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

◆市町村職員における女性管理職への登用率(国・県比較)



※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

※各年4月1日現在

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

平成29年度千葉県男女共同参画白書

2. 意識調査にみる本市の現状

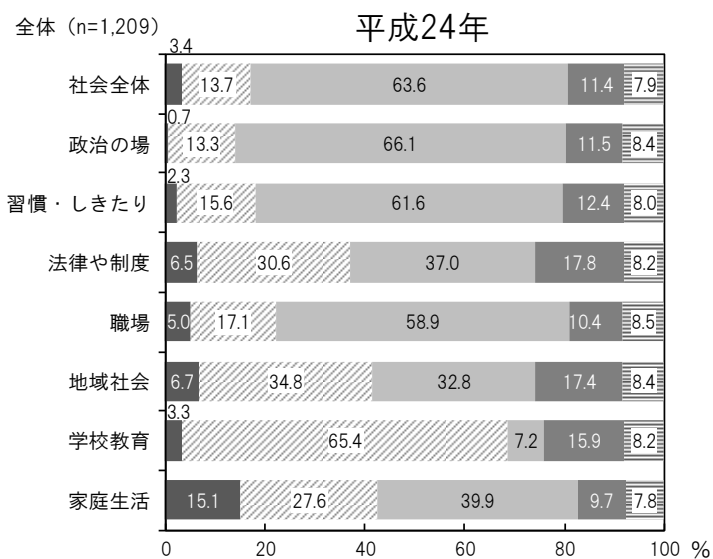
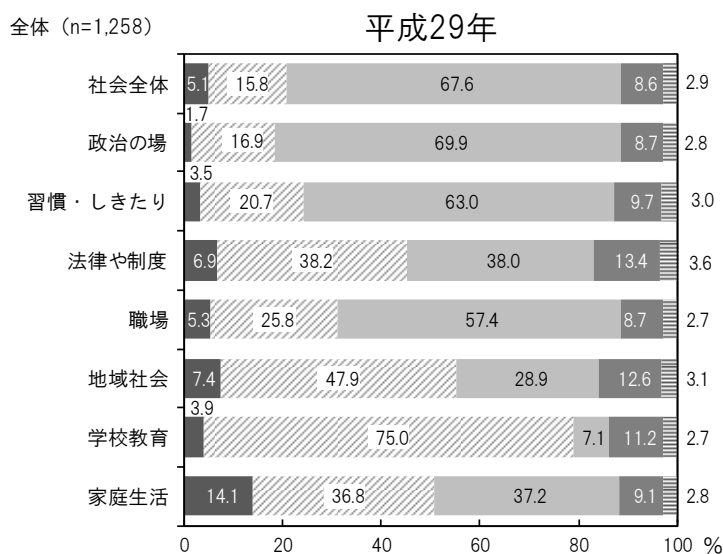
※掲載されているデータは「印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査報告書(平成 29 年実施)」から抜粋しています。詳しくは市ホームページ及び行政資料コーナー(行政資料室)で閲覧できます。

(1) 男女共同参画に関する意識の状況

- 男女平等の実現度について、「平等である」はいずれの分野でも前回調査(平成 24 年実施)と比べて増加していますが、「平等である」は[政治の場]と[社会全体]では1割台と、他の分野と比べると低くなっています。また、[習慣・しきたり]、[職場]などでは比較的「平等である」との回答が多いものの、依然として男性優遇と感じる人が5割を超えています。一方、女性優遇に着目すると、[家庭生活]が1割強となり、前回調査から大きく変化が見られない状況です。

あなたは、次の分野で、男女平等が現在どの程度実現していると思いますか。(それぞれ1つに○)

◆ 男女平等の実現度(経年)



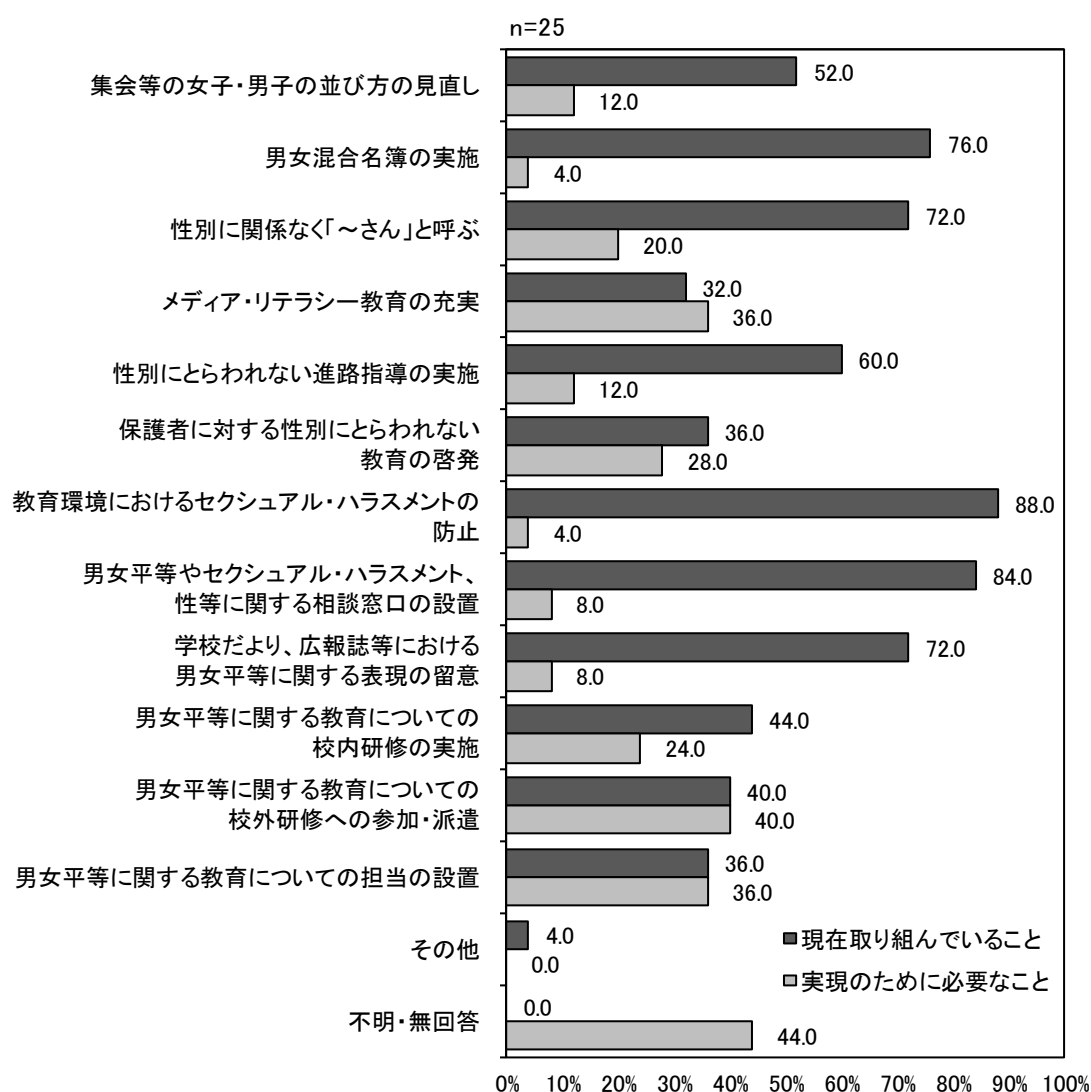
■ 〈女性優遇〉 ▨ 平等である ■ 〈男性優遇〉 ■ わからない ≡ 不明

出典: 印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成 29 年)

- 学校において、男女平等に関する教育として取り組んでいることについては、「教育環境におけるセクシュアル・ハラスメントの防止」、「男女平等やセクシュアル・ハラスメント、性等に関する相談窓口の設置」などが高くなっています。男女平等の実現のために必要だと思うことについては、「男女平等に関する教育についての校外研修への参加・派遣」が最も高く、次いで「メディア・リテラシー教育の充実」と「男女平等に関する教育についての担当の設置」、「保護者に対する性別にとらわれない教育の啓発」となっています。

あなたの学校で、男女平等に関する教育として取り組んでいることは何ですか。また、男女平等の実現のために必要なのはどのようなことだと思いますか。（それぞれあてはまるものすべてに○）

◆男女平等に関する教育として取り組んでいること・実現に必要なこと



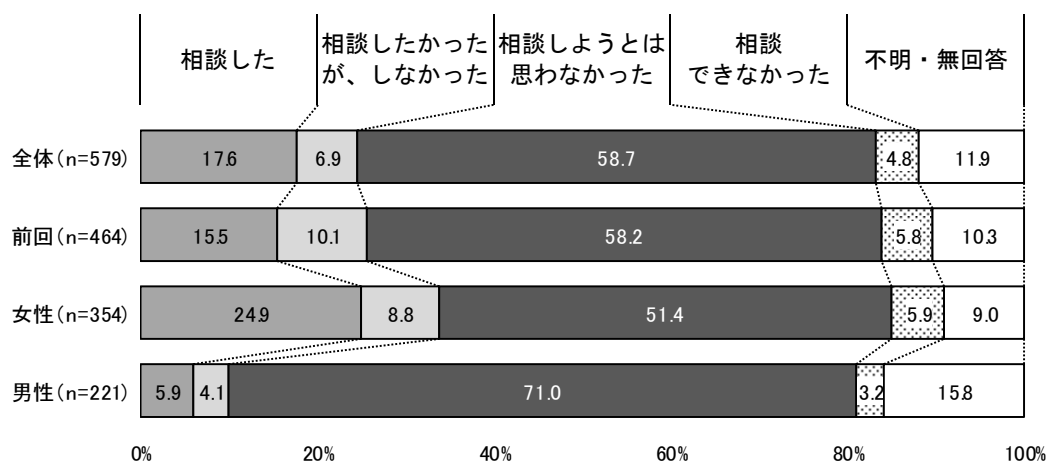
出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査（小中学校調査）（平成 29 年）

(2)あらゆる暴力に関する状況

- DVを受けたときの相談状況については、「相談しようとは思わなかった」が6割弱となっています。女性では「相談した」が2割台となっている一方、「相談したかったが、しなかった」または「相談できなかった」が約1割となっています。また、男性では「相談しようとは思わなかった」が、7割以上となっています。
- DV防止法の認知度について、「知っている」は6割弱で、やや減少しています。

(DVの経験が「ある」「何回かある」を1つ以上回答した方)あなたは、その時誰かに相談しましたか。(1つに○)

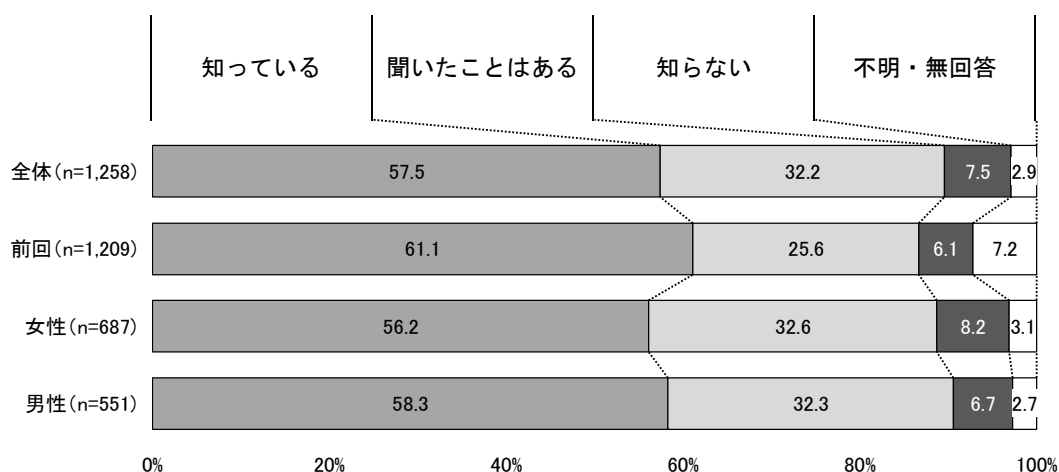
◆DVを受けたときの相談状況(経年/性別)



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成29年)

あなたは、次にあげるような「ことば」や「ことがら」をご存じですか。(それぞれ1つに○)

◆DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)の認知度(経年/性別)

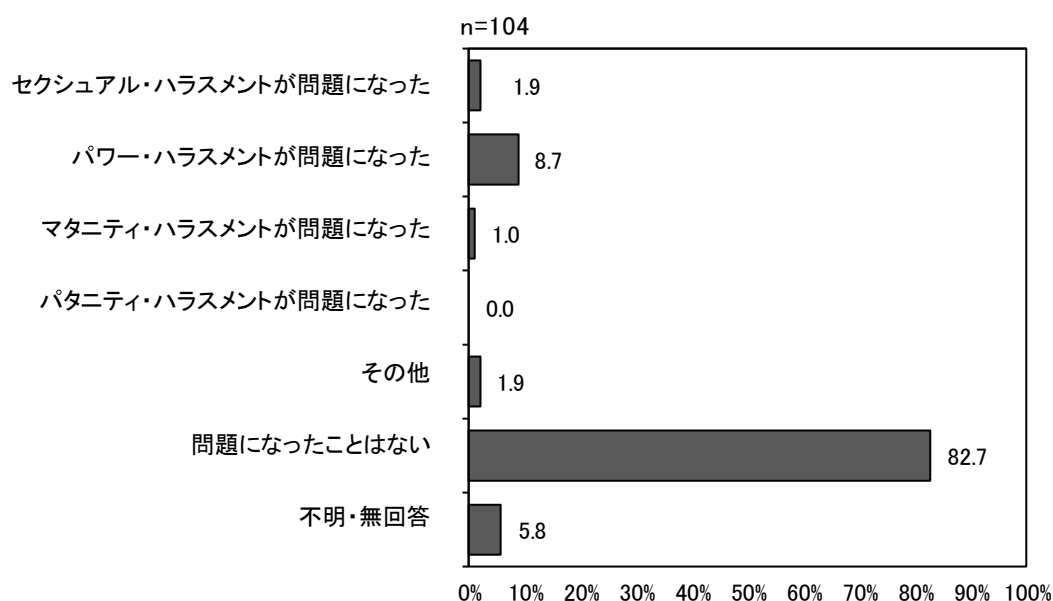


出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成29年)

- 事業所においてハラスメントが問題になったことがあるかについては、「問題になったことはない」が82.7%となっています。
- ハラスメントの防止に対する取り組みについては、事業所では、「実施予定なし」がいずれの項目でも6割から7割程度となっており、取り組みを実施している項目についても、相談・苦情へ対応するための窓口設置、就業規則におけるハラスメント防止の方針明確化がそれぞれ1割台と低くなっています。一方、小中学校では「実施している」の割合が概ね高くなっています。

貴事業所において、ハラスメントが問題になったことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

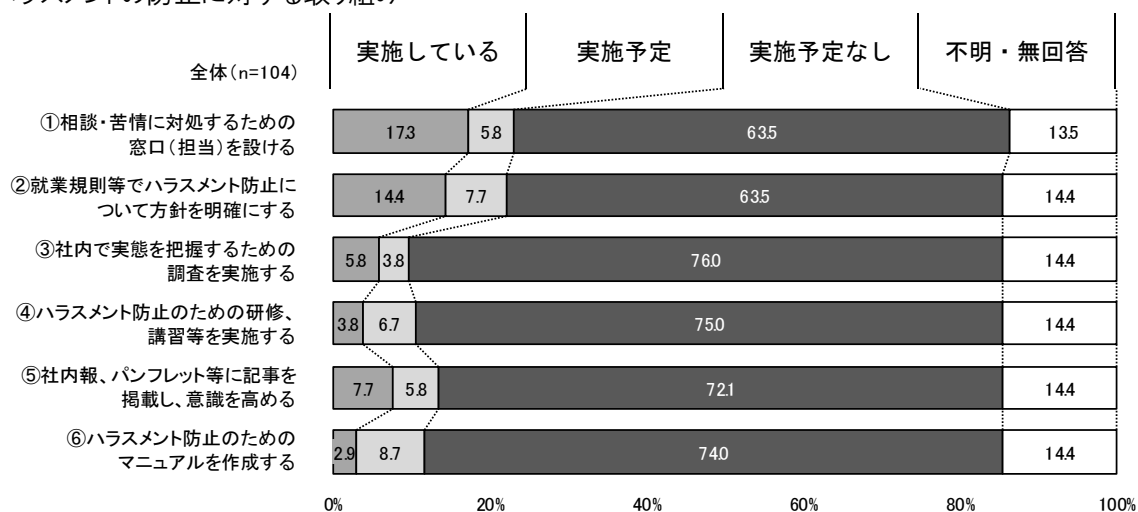
◆ハラスメントが問題になったことの有無



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(事業主対象調査)(平成29年)

貴事業所において、次のようなハラスメントの防止に対する取り組みを行っていますか。(それぞれ○は1つ)

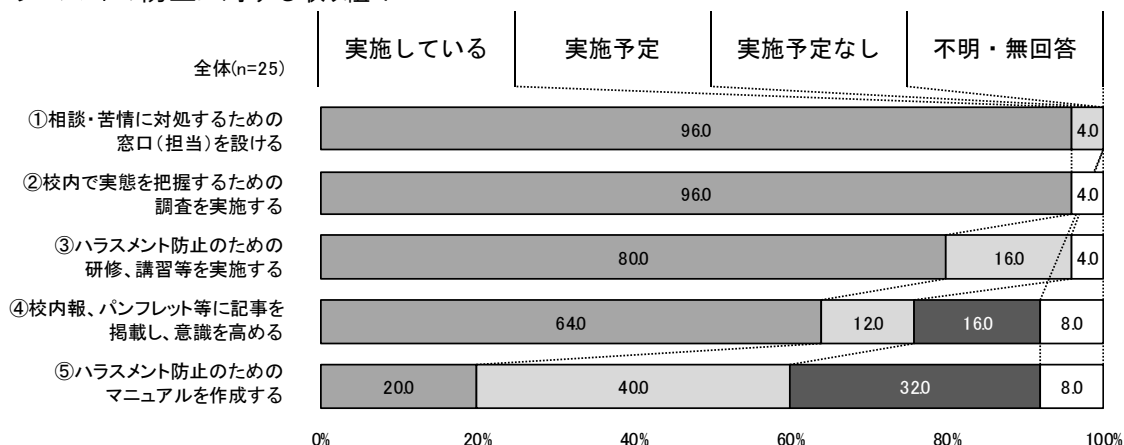
◆ハラスメントの防止に対する取り組み



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(事業主対象調査)(平成29年)

あなたの学校において、ハラスメントの防止に対する取り組みを行っていますか。(それぞれ○は1つ)

◆ハラスメントの防止に対する取り組み



出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(小中学校調査)(平成 29 年)

(3)ワーク・ライフ・バランス*4の実現に関する状況

- 企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリットについて、実施をしている企業もしていない企業も「個々の従業員の生活の充実につながる」が高くなっています。実施している事業所では、「優秀な人材の確保・定着につながる」、「良好な労使関係の形成につながる」等の項目において高くなっています。一方、実施していない事業所では、「ワーク・ライフ・バランスの意義がわからない」が高くなっています。

【WLB の実施状況別】企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリット

◆企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリット

%		問10 企業にとってのワーク・ライフ・バランスの推進によるメリット										
		合計 (n数)	優秀な人材の確保・定着	向上仕事の効率化により業績	個々の従業員の生活の充実	良好な労使関係の形成	企業イメージアップ	企業としての社会的責任の一環	その他	特に企業としてはない推進する	ワーク・ライフ・バランスの意義がわからない	不明・無回答
全体		104	23.1	18.3	43.3	23.1	13.5	18.3	1.9	6.7	19.2	13.5
WLBの実施状況別	実施している	59	32.2	20.3	47.5	30.5	20.3	22.0	3.4	6.8	11.9	11.9
	実施していない	42	11.9	16.7	40.5	14.3	4.8	11.9	-	7.1	26.2	16.7

出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(事業主対象調査)(平成 29 年)

*** 用語解説 ***

*4 ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

(4)政策・方針決定過程への女性参画や女性のエンパワーメントに関する状況

- 各分野で女性のリーダーを増やす際の障害として、「家事・育児・介護などにおける夫や家族の支援が十分ではないこと」や、「育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が高くなっています。女性では「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性のリーダーを希望しないこと」が高く、男性では「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」が高くなっています。

あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となるものは何だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

◆各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となると思うもの(性別)

% 問16 各分野で女性のリーダーを増やすときに障害となると思うもの		合計 (n数)	少ないこと 経験などでは つ必要ない知識や	現点では、必要な知識や	女性自身を希望しないこと	男性が希望しないこと	上司・同僚・部下となる	長時間労働の改善が	増え職になることと広域異動が	企業などにおいて、	おける・育児・家族の支援などが	ないこと	公的サービスの支援など	その他	特にな	わからない	不明・無回答
全体		1,258	20.9	22.7	31.9	38.2	27.2	55.6	53.6	2.6	3.1	6.1	4.2				
性別	女性	687	19.8	19.2	41.0	41.8	27.2	61.7	58.2	1.9	1.6	5.8	3.9				
	男性	551	21.8	27.6	21.1	34.3	27.0	48.6	48.5	3.6	4.9	6.5	4.2				

出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成 29 年)

- 管理職に昇進することに対するイメージについては、男女ともに「責任が重くなる」が最も高くなっています。また、「やるべき仕事が増える」といったネガティブなイメージが高くなっている一方、「賃金上がる」「能力が認められた結果である」といったポジティブなイメージも高くなっています。
- 性別に見ると、女性では「仕事と家庭の両立が困難になる」、男性では「自分自身で決められる事柄が多くなる」が比較的高くなっています。

あなたは、管理職に昇進することについてどのようなイメージを持っていますか。(あてはまるものすべてに○)

◆管理職に昇進することに対するイメージ(性別)

% 問15 管理職に昇進することに対するイメージ		合計 (n数)	仕事が増える	賃金上がる	結果が認められる	家族から評価される	自分自身で決められる	やるべき仕事が増える	責任が重くなる	足を引っ張られる	やっかみが出る	困難になる	仕事と家庭の両立が	その他	特にな	わからない	不明・無回答
全体		1,258	32.4	59.2	49.3	13.4	29.5	52.3	80.5	7.3	28.4	1.0	2.1	2.7	4.8		
性別	女性	687	32.2	56.2	51.5	10.6	20.5	52.4	81.4	7.1	38.4	0.7	1.6	3.3	5.1		
	男性	551	32.8	63.3	46.8	16.9	40.7	52.3	80.2	7.6	16.2	1.3	2.7	2.0	4.0		

出典：印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成 29 年)

- 地域活動への参加経験について性/年齢別にみると、男女ともに概ねすべての年齢で「町内会・自治会活動」が最も高くなっています。しかし、女性の18～29歳及び男性の18歳～39歳では「参加していない」が最も高くなっています。
- 男女で参加状況の差が見られた項目として、「PTA・子ども会活動」、「講座・講演会への参加」が、いずれの年代でも概ね女性の方が高くなっています。

あなたは、下記のような地域活動に参加したことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

◆地域活動への参加経験(性/年齢別)

%		問19 地域活動への参加経験										
		合計 (n数)	町内会・自治会活動	高齢者クラブ・婦人会活動	PTA・子ども会活動	サークル活動	福祉・ボランティア活動	国際交流活動	講座・講演会への参加	その他	参加していない	不明・無回答
全体		1,258	60.7	4.0	32.5	17.2	11.4	2.2	18.4	0.8	23.4	1.1
前回		1,209	60.1	8.0	35.6	22.2	18.2	4.8	27.5	1.0	22.5	1.7
性別	女性	687	57.9	5.1	43.8	20.2	11.8	1.7	23.0	1.2	21.5	1.3
	男性	551	63.7	2.7	18.3	13.6	11.3	2.9	13.2	0.4	25.6	0.9
女性	18～29歳	61	19.7	1.6	14.8	8.2	13.1	-	1.6	1.6	52.5	1.6
	30～39歳	135	41.5	0.7	23.7	7.4	5.2	2.2	11.9	0.7	34.1	3.0
	40～49歳	145	60.0	1.4	50.3	13.1	8.3	0.7	17.2	0.7	22.8	0.7
	50～59歳	140	74.3	5.0	63.6	31.4	13.6	2.9	35.7	-	10.0	0.7
	60～69歳	143	67.1	7.7	51.7	30.1	17.5	2.1	29.4	3.5	10.5	-
	70歳以上	62	67.7	21.0	37.1	29.0	16.1	1.6	37.1	-	12.9	3.2
男性	18～29歳	50	24.0	2.0	10.0	8.0	22.0	8.0	10.0	-	54.0	4.0
	30～39歳	66	39.4	-	6.1	3.0	4.5	3.0	1.5	1.5	53.0	-
	40～49歳	78	64.1	-	26.9	9.0	9.0	-	9.0	-	24.4	-
	50～59歳	118	78.8	-	30.5	13.6	12.7	4.2	16.9	-	16.1	-
	60～69歳	162	74.1	5.6	19.8	16.0	11.7	2.5	16.0	0.6	17.3	-
	70歳以上	77	64.9	6.5	3.9	26.0	9.1	1.3	18.2	-	16.9	3.9

出典:印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査(市民対象調査)(平成29年)



第 3 章 基本計画（2019_(平成 31)年度～2028 年度）

1. 計画の基本理念と計画の目標

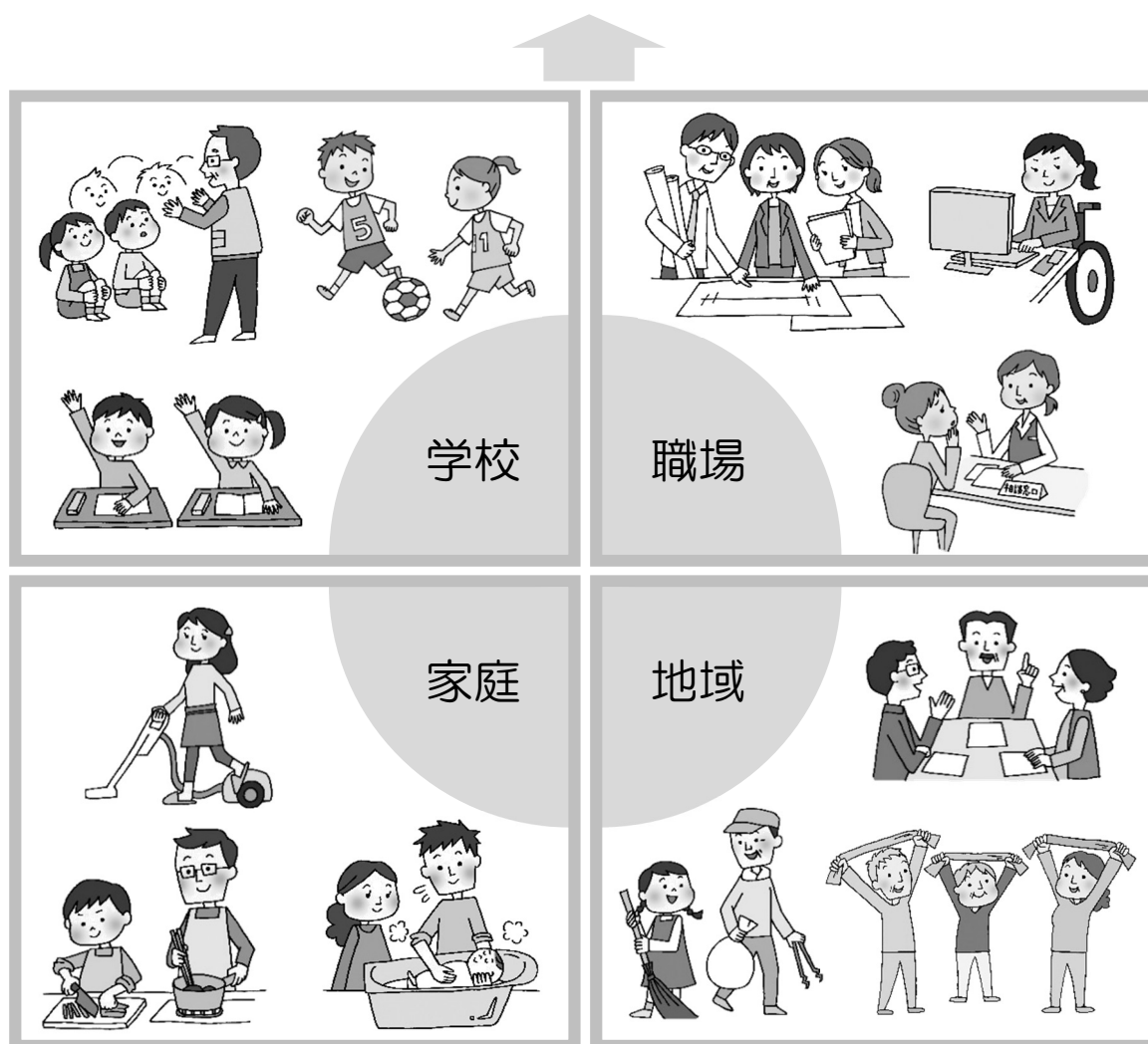
男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

男女共同参画社会の実現は、人口減少や急速な変革の中にある現代において、個々人の力を生かして社会を豊かにしていくために重要となっています。

本プランでは、男女共同参画社会基本法の中でうたわれているように、一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、誰もがいきいきと輝ける社会の実現を目指します。

また、本プランの推進を通して、一人ひとりが社会の一員として、その役割を果たし、男女共同参画社会の実現に寄与することを目指します。

目標「誰もがいきいきと輝ける社会の実現」



2. 計画の体系

重点目標	重点施策	具体的な施策
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり	重点施策(1) あらゆる分野における男女共同参画意識づくり	1 男女共同参画に関する情報提供の実施
		2 男女共同参画意識の啓発
		3 男女共同参画の視点に立った教育の推進
	重点施策(2) あらゆる暴力の根絶	1 DV等を許さない社会に向けた啓発
		2 安全・安心が確保された相談支援
		3 被害者支援のための連携体制の整備
重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり	重点施策(1) 多様な働き方を選択できる環境づくり	1 男女がいいきと働くための周知・啓発
		2 多様な働き方への支援
	重点施策(2) 地域社会で支える育児・介護の環境づくり	1 出産・育児に取り組む保護者のための支援
		2 働く保護者のための育児支援
		3 地域で暮らす高齢者のための介護支援
	重点施策(3) 政策・方針決定過程への女性参画の促進	1 審議会等における女性参画の推進
		2 管理職等への女性の登用促進
重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	重点施策(1) 生涯にわたる健康づくり	1 妊娠・出産等に関する健康支援
		2 「いのち」と「性」に関する教育の充実
		3 性差や年齢差に応じた健康支援
	重点施策(2) 誰もが住みやすい地域づくり	1 障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者等への支援
		2 多文化共生の推進
		3 災害対策や町内会等の活動における男女共同参画の推進

3. 基本的な課題と重点目標

重点目標 I

人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり

■現状と課題

課題 1. あらゆる分野における男女共同参画の意識づくりを進めていく必要がある

市民対象調査では、男女平等の実現度について、「平等である」との回答はいずれの分野でも前回調査と比べて増加しましたが、[政治の場]と[社会全体]では 1 割台と、他の分野に比べると依然として低くなっています。また、[習慣・しきたり]、[職場]など、比較的「平等である」との回答が多い分野においても、男性優遇と感じる人が多くなっています。一方、[家庭生活]においては、女性優遇との回答が 1 割強で、前回調査から大きく変化が見られない状況です。

各分野において、男女がともに参画していくことができるよう、意識づくりを進めていく必要があります。

課題 2. 家庭における日常の役割分担について、夫・妻の間で理想と現実の乖離が見られる

市民対象調査では、家庭における日常の役割分担において、「理想とする担当」は、家事・育児ともに「夫婦適宜共同で」との回答が男女ともに多くなっています。

しかし、「現在の担当」については、食事のしたく・片付け・掃除・買い物などの家事や育児において、「主に妻」との回答が多くなっており、理想と現実に乖離がみられます。

また、「現実の担当」についての回答を女性と男性で比較すると、「主に妻」との回答は女性で高い傾向にあり、「適宜夫婦共同で」との回答は男性で高い傾向にあり、夫と妻の間で意識の乖離もうかがえるため、夫婦共同で担当できるよう働きかけを行う必要があります。

課題 3. DV を受けた際、相談が必要なものの相談に結びつかなかった人がいる

市民対象調査では、DV を受けた際に相談している人の割合は全体では前回よりわずかに増えていますが、相談した人の割合は、男性では 1 割未満と女性よりも低い割合です。また、DV を受けた際に相談しなかった人の理由では、「相談するほどでもないと思った」が男女の合計で 6 割弱います。「どこに相談してよいかわからなかった」「相談しても無駄だと思った」「がまんできるといった」は前回より減っているものの、「世間体が気になるからできなかった」「他人をまきこみたくないと思った」等の理由により、相談が必要な人が、相談に結びつかなかった状況もあることがわかります。

また、DV 防止法の認知度は、全体としては「知っている」が 6 割弱であるものの、女性の 18～29 歳では「知らない」が約 2 割となっており、特にこの年代に対して DV 防止法の周知を行う必要があります。

課題４．性犯罪や、ストーカー行為に対する対策が求められている

内閣府実施の「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 28 年度実施)の中では、最も対策が必要だと考える内容について、「性犯罪や子どもに対する性的な暴力、ストーカー行為、配偶者や交際相手などからの暴力(DV)」が上位となっています。国では、「女性に対する暴力をなくす運動」に取り組んでいますが、本市においても、DV のみならず、子どもや男女に対するあらゆる暴力への対策が急務であると考えられます。

■重点目標の方向性

男女が個々の個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画していくためには、誰もが男女共同参画の理念と意義への理解を深め、互いの人権を尊重し男女共同参画意識を醸成していくことが重要です。

市民対象調査では、男女平等の実現度について、特に政治の場や社会全体では依然として低いと感じる人が多い状況です。また、習慣やしきたり、職場など、比較的平等だと感じる人が多い分野についても依然として男性優遇と感じる人が多いなど、男女共同参画社会の実現は道半ばの状況です。そのため、各分野において男女がともに参画していくことができるよう意識づくりを進めます。

また、あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が対等な構成員として社会に参画できる男女共同参画社会の実現を阻むものです。DV は家庭内や親密な男女間など、近しい関係で起こることが多いことから潜在化しやすいという特徴があります。

また、児童が同居する家庭内における DV は「面前 DV」と呼ばれ、児童虐待にあたり、その影響は被害者のみならず子どもの心理的虐待にもつながることから、根絶が求められます。

市民対象調査では、DV を受けた際に相談しなかった人の中に、相談が必要なものの、相談に結びつかなかった人がいます。また、近年ではデート DV やストーカー行為など、暴力の多様化、複雑化が進んでいることに加え、スマートフォンなどの電子機器の普及により、インターネットや SNS でのやり取りを通じた心理的な暴力行為や、それが発展した身体的な暴力行為などが発生しています。そのため、暴力を根絶するための基盤となる暴力根絶の意識づくりに加えて、被害者に寄り添う相談支援体制の強化を進めます。

重点目標 Ⅱ

多様な生き方を実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり

■現状と課題

課題５．事業所におけるハラスメントの防止が十分に進んでいない

事業主対象調査においては、ハラスメントが「問題になったことはない」との回答が約 8 割を占めるとともに、ハラスメントの防止に対する取り組みを「実施予定なし」との回答が 6～7 割を占めています。従業員規模が小さいほど、「実施予定なし」の傾向が高く、事業主対象調査の回答企業は、企業全体で 10 人未満の従業員数の企業が約 7 割を占めていることから、小規模な事業所を中心に、市内事業所における取り組みは十分に進んでいない状況がうかがえます。

一方、市民対象調査においては、セクシュアル・ハラスメントを受けた経験が「ある」人が前回よりわずかに増えており、女性の約 2 割、男性の 1 割未満で、ハラスメントの経験がある人が見られます。本市では事業所向けにセクシュアル・ハラスメント防止の啓発を行っていますが、引き続き、事業所に対してハラスメントの防止について働きかけていくことが重要であると考えられます。

課題６．ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所ではメリットを感じているが、取り組むことが難しい企業も多い

市民対象調査では、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は全体で約 3 割となっています。

しかしながら、事業主対象調査においては、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みとして約 4 割の事業所が「長時間労働の削減」に取り組んでいる一方、特に取り組んでいない事業所も約 4 割となっており、従業員数の少ない企業からの回答が多かったことも影響し、実際の取り組み状況としては、二極化しています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むうえでの企業のメリットとして、「個々の従業員の生活の充実につながる」が最上位に挙げられているほか、「優秀な人材の確保・定着につながる」、「良好な労使関係の形成につながる」等の項目も高くなっており、従業員、企業双方にとってのメリットがあると認識されつつも、実際には取り組むことが難しい企業も多いようです。また、「ワーク・ライフ・バランスの意義がわからない」「特に企業として推進するべきものではない」との回答が約 2 割あり、本市として啓発等の働きかけが必要と考えられます。

課題７．30～40 歳代で子育てとの両立が難しいことにより働けない女性がいる

本市では、全国、千葉県と比較して核家族世帯の割合が特に高く、中でも「夫婦と子どもから成る世帯」の割合が高いという特徴があります。また核家族世帯では、3 世代世帯と比べて子どもの年齢が低い家庭の割合が高く、本市においては、小さい子どもと夫婦からなる子育て家庭が多い状況がうかがえます。

本市における女性の労働力率は、平成 27 年の国勢調査の結果では、30～44 歳で大きく下がっており、子育て世代の女性の離職割合が多いことがうかがえます。

市民対象調査においては、女性について、現在働いていない理由として「子育てとの両立が困難だから」が最も高くなっていますが、自身の働き方の理想と現実では、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」よりも、「子育ての時期だけ一時やめその後パートタイムもしくはフルタイムで仕事を続ける」という回答のほうが高くなっています。また、女性が結婚や出産後に就労継続するために重要なこととして、「パートナー（男性）の理解や家事・育児への参加」、「保育施設や学童保育の充実」、「企業経営者や職場の理解」、「育児・介護休業などの休暇制度の充実」などの回答が高くなっており、子育てとの両立が難しいことや、子どもの預け先がないことが女性の就労の阻害要因となっていることがうかがえます。そのため、子育てを理由に就労を中断した女性への育児支援や、在宅等を含む働き方支援などにより、女性が子育てをしながら働くことができるための支援が求められます。

課題 8. 職場の環境が理由で、育児・介護休業や子の看護休暇等の取得が進んでおらず、特に男性が取りにくさを感じている

市民対象調査によると、男性の育児休業の取りやすさについては、男性では 30～59 歳で「取りにくい」と「どちらかといえば取りにくい」の合計が約 5～6 割となっており、女性を大きく上回っています。本市の職員の男性の育児休業取得率を見ても、平成 26～29 年度はいずれの年度も 0%となっており、男性の育児休業取得は依然低い状況です。

また、事業主対象調査によると、休暇制度・取得状況について、従業員数の少ない企業からの回答が多かったことの影響もあり、「制度がない」が男性・女性ともに[育児休業]では 1 割台半ば、[介護休業]と[子の看護休暇]では 2 割強となっており、事業所における休暇制度自体の整備が行きわたっているとはいえない状況です。「該当者のほぼ全員が取得している」は、育児休業・子の看護休暇で女性が 1 割前後にとどまっており、特に介護休暇では男女ともに取得している人はごくわずかな状況です。

事業所の立場からは、従業員が育児休業や介護休業を取得するにあたっての課題として、「代替要員の確保が困難」や「前例(モデル)がない」、「休業中の賃金補償」といったことが挙げられています。また、男性の育児休業取得にあたっての課題では、「男性自身に育児休業を取る認識がない」も挙げられています。したがって、従業員の育児休業や介護休業の取得にあたっては、職場の環境が取得を妨げる要因となっているとともに、男性の育児休業取得にあたっては、男性自身の取得意識の低さも課題となっています。

課題 9. 本市の職員や管理職、審議会等委員や市議会議員の女性比率は上昇しているが、依然として政治分野においては男性優遇と感じる人が多い

本市の全職員に占める女性職員比率、女性管理職比率がともに目標を達成しており、特に女性管理職比率については大きく上昇しています。また、本市の審議会等委員や市議会議員の女性比率は目標達成には至らなかったものの上昇傾向にあり、市民対象調査においても、男女平等の実現度について、「政治の場」では男女ともに「平等である」の割合が増加しています。しかしながら、「平等である」と考える人は男性では 3 割弱、女性では 1 割弱となっており、男女差がある状況です。

課題 10. 女性リーダーの登用に向けて、男女ともにそれぞれの意識が障害となっている

市民対象調査においては、各分野で女性のリーダーを増やす際の障害として、家事・育児・介護などにおける夫や家族の支援、育児・介護などの公的サービスの不十分さが挙げられており、家事・育児・介護が女性の役割であるという現状が根強いことがうかがえます。女性リーダーの登用に向けては、女性自身は周囲の男性の意識が障害となると考える一方、男性は女性自身の意識が障害となると考えており、男女で意識の違いがみられます。そのため、女性自身がリーダーを希望した場合であっても、周囲の男性の意識が女性登用の阻害要因となっていることが考えられます。

課題 11. 女性では、管理職への昇進により、仕事と家庭の両立が困難になるというイメージがある

市民対象調査においては、管理職に昇進することに対するイメージについては、男女ともに「責任が重くなる」が最も高くなっています。「賃金上がる」「能力が認められた結果である」といったポジティブなイメージもある一方、女性では「仕事と家庭の両立が困難になる」といったネガティブイメージが男性と比べて高くなっています。男性では「自分自身で決められる事柄が多くなる」が女性と比べて高くなっています。

また、現状の家庭における日常生活の役割分担について、食事のしたく・後片付けや、掃除等の家事、育児などにおいて、主に妻が担当しているとの回答が多いことから、この現状が女性の管理職昇進を妨げる一因となっていることがうかがえます。

■重点目標の方向性

男女共同参画が実現した社会の中では、個人の希望に応じて多様な生き方を選択できるようになります。そのためには、社会の中のあらゆる場面で、男女の参画を阻む障害を取り除くとともに、参画を促進するための仕組みを整えていく必要があります。

市民対象調査では、ワーク・ライフ・バランスの認知度は、若者や働く世代の男性で高く、推進に取り組んでいる事業所ではメリットを感じているものの、取り組むことが難しい企業も多い状況です。また、30～40歳代で子育てとの両立が難しいことにより働けない女性がいるほか、職場の環境が理由で、育児・介護休業や子の看護休暇等の取得が進んでおらず、特に男性が取りにくさを感じている状況です。

共働きを希望する夫婦もいる中で、性別によって生き方を制限されることなく、男女がともに活躍できるよう、男女がともに仕事と家庭の役割を担い、家庭内の状況や本人たちの意向に応じて多様な生き方を実現できるまちづくりを進めていきます。そのために、各種休業制度の活用をはじめとする職場における男女共同参画の推進や、女性に対する就労支援、長時間労働をはじめとする従来の働き方の改革などを後押ししていきます。

また、世帯の少人数化が進行し、特に核家族の世帯が多い中で、可能な限り地域の人に関わりながら、育児や介護に取り組む家族を地域全体で支えていくことが重要です。

さらに、性別にとらわれずに意思決定に関わることができれば、より豊かな社会づくりにつながります。政策・方針決定過程への女性参画促進に向けて、まずは本市の女性職員の管理職登用を進めるほか、組織の中で女性が活躍できる環境づくりを促進します。

重点目標 Ⅲ

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

■現状と課題

課題 12. 妊娠・出産観が多様化しており、男女で互いの性を尊重し、性と生殖に関して決定していく必要がある

市民対象調査では、「結婚したら子どもを持つ方がよい」と考える人は、女性よりも男性の方が多く、また男女ともに年代が上がるほど多い傾向があります。

「マタニティ・ハラスメント」の認知度は、男性では約 7 割、女性では約 8 割となっています。

また、女性特有のがんである子宮頸がんや乳がんの検診受診率は 3 割～4 割程度となっています。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)^{*5}の視点から、誰もが生涯にわたって自分の健康を主体的に確保できるよう、男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を理解していく必要があります。

課題 13. 性的少数者への対応を検討するとともに、外国人も含めたあらゆる市民の暮らしやすいまちづくりへの取り組みを進める必要がある

市民対象調査では、「性的マイノリティ(LGBT など)」^{*6}という言葉の認知度については、年代別に見ると、男女のいずれでも、30 歳未満・70 歳以上で「知らない」が高くなっている状況です。

近年では、自治体においても性的少数者への配慮が求められており、本市においても今後の対応について検討していく必要があります。

また、本市の外国人数、人口に占める外国人割合はともに毎年増加しています。本市では異文化理解講座を毎年度実施していますが、引き続き、あらゆる市民がいきいきと暮らせるまちづくりを進める必要があります。

*** 用語解説 ***

^{*5} リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利): Reproductive Health and Rights の訳語。女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼び、このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

^{*6} 性的マイノリティ(LGBT など): 性的少数者のこと。性的指向が同性に向いている同性愛者、男女両性に向いている両性愛者、性自認において身体と心の性が一致していないため自分の性別に違和感を覚える人などが含まれ、人口に占める割合が少ないことから性的少数者といわれる。

課題 14. 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策・防災活動を進めていく必要がある

本市においては、災害対策マニュアル等を男女共同参画の視点を踏まえて見直したほか、男女共同参画に配慮した避難所運営マニュアルの作成の手引きについて、普及・啓発を図っています。今後も、災害対策・防災活動においては女性の参画を促し、男女がともに活動を進めていくことが重要であるほか、地域において防災の中心を担っている消防団においても、女性消防団員の登用を進めていくことが重要です。

■重点目標の方向性

性別に関わらず、個人がその能力や個性に応じていきいきと輝くためには、身体的・精神的な安全・安心が確保されていることが基本となります。

身体的・精神的な安全・安心の確保に向けては、男女が互いの性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりの気持ちを持つことや、いのちの尊さを理解することが重要です。そのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解の醸成に取り組むとともに、性差や年齢差に応じた健康支援を推進し、生涯にわたって男女がともに健康で暮らせることを目指します。

また、社会の中では、障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者であること等により、これらの人が、生きづらさを感じる状況も多くあります。誰もがいきいきと暮らすためには、個々の人が自立した一人の人間であることを認め、尊重した上で、自立した生き方ができるための支援を行い、あらゆる市民が住みやすいまちづくりを実現していきます。

さらに、災害時においては、平常時における社会の課題が一層顕著に表れやすいため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点を取り入れた安全・安心の確保が重要となります。そのため、平常時から災害時における男女共同参画の視点を意識して備えを進めるなど、地域の中での協力体制を築いていきます。



第 4 章 実施計画（2019_(平成 31)年度～2023 年度）

重点目標

I

人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり

重点施策(1)あらゆる分野における男女共同参画意識づくり

男女共同参画意識の醸成に向けて、男女共同参画について理解を促すとともに、その重要性を広く周知していく必要があります。そのため、情報提供や啓発の機会を積極的に活用するとともに、教育の機会を通じて、男女共同参画の視点を広めます。

I-(1)-1 男女共同参画に関する情報提供の実施

本市の各種媒体を用いて男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、男女共同参画に関する国や県の最新の情報や他自治体の事例等について把握します。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
1	男女共同参画に関する施策や事業の情報提供・啓発	男女共同参画に関する国・県・市などの施策や事業について、市広報紙、市ホームページ等により情報発信及び啓発を行います。	市民	市民活動推進課
2	男女共同参画関連情報・資料の収集・提供	男女共同参画に関する資料等について、情報収集するとともに、公共施設等において配布を行います。	市民	市民活動推進課
3	研修会等の参加による情報収集・提供	国や県が主催する研修会等に本市の職員が参加し、男女共同参画の取り組みに関する他市町村との情報交換を行い、その結果を共有します。	市組織	市民活動推進課

I-(1)-2 男女共同参画意識の啓発

各種講座の実施や情報紙の発行等により、男女共同参画意識の啓発を進めます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
4	男女共同参画に関する理解を深めるための講座の開催	市民の男女共同参画意識の向上や取り組みの実践につなげるため、男女共同参画に関連する内容の各種講座を開催します。	市民	市民活動推進課 生涯学習課
5	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画・人権尊重に向けた啓発を強化するため、情報紙を発行します。	市民	市民活動推進課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
6	家庭における男女共同参画の啓発	家庭・育児・介護等における固定的な役割分担意識をなくし、男女がともに家庭生活に参画できるよう、市広報紙、市ホームページ等による啓発を行うとともに、各種講座を開催します。	市民	市民活動推進課
7	家庭教育や人権教育に関する講座等の開催	家庭教育や人権教育への理解を深めるための講座を開催するとともに、各学校等の要望に応じて出前講座等を開催します。	市民	市民活動推進課 生涯学習課
8	地域活動への参画促進に向けた情報提供の推進	生涯学習ガイドなどを通じ、公民館事業・サークル活動など、地域活動参画へのきっかけづくりとなる情報提供をします。	市民	生涯学習課

I-(1)-3 男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女共同参画の視点に立ち、学校教育や家庭教育を実施します。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
9	人権教育の推進	人権尊重や男女共同参画の視点に立った各教科を実施するとともに、学校教育活動全体を通して、男女が性別にとらわれない役割分担に基づき、協力して活動できるように配慮した指導を行います。	市民	指導課
10	教職員の男女共同参画の視点を取り入れた研修への参加促進	男女共同参画の視点に立った人権教育及び道德教育に関する研修会や、進路指導・生徒指導等の研修会等を各校で実施します。	市組織	指導課
11	職場体験学習における固定的性別役割分担 ^{*7} 解消への配慮	キャリア教育の一環として、中学校2年生を対象にした職場体験学習「印西市生き生き体験」事業について、固定的性別役割分担にとらわれないよう配慮して実施します。	市民	指導課
12	個性に応じた進路指導	児童生徒個人が、固定的性別役割分担にとらわれずに、職業の特色と上級学校についての理解を深め、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけられるよう、小学校の職場見学学習の支援や中学校の職場体験学習の実施及び進路指導の充実に努めます。	市民	指導課

*** 用語解説 ***

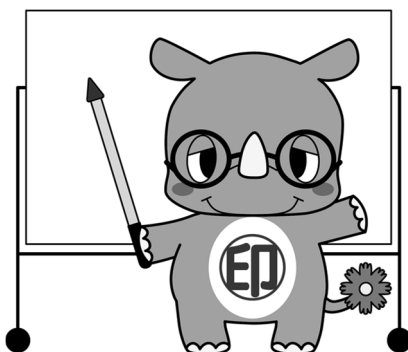
^{*7} 固定的性別役割分担：男性、女性という性別を理由として、固定的に分けられた役割。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
13	メディア・リテラシーの育成	インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	市民	指導課
14	高校・専門学校・大学等の学生へのキャリア教育に対する働きかけ	生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育について、先進地の事例等を参考に調査研究に努めます。	市民	商工観光課
15	各校の男女共同参画推進状況調査の実施	本プランの見直しに合わせて、各校の男女共同参画推進状況について実態調査を実施し、実情の把握に努めます。	市組織	市民活動推進課

誰もがいきいきと輝ける社会の実現のために

- ✓ 男女共同参画社会の重要性を理解し、本市が提供する情報や講座などに関心を持ちましょう
- ✓ 男らしさ、女らしさにとらわれず、自分らしさを見つけましょう
- ✓ 違いを認め合い、多様性を受け容れるとともに、性や個性の違いを否定する表現や発言をしていないか自分自身を振り返ってみましょう

あなたも心がけてみましょう！



重点施策(2)あらゆる暴力の根絶

暴力の根絶に向けて、暴力を受けた際に暴力を認識できるよう、暴力は犯罪をも含む重大な人権侵害であることや、様々な暴力の形態について周知します。

また、暴力を受けた人が相談しやすい相談体制を整備するとともに、暴力の形態や被害者の属性、加害者との関係性などを踏まえ、関係機関と連携しながら被害者への支援を実施していく体制づくりを進めます。

I-(2)-1 DV等を許さない社会に向けた啓発

DV等の暴力をなくすため、予防に向けた啓発を行うとともに、実態の把握に努めます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
16	女性に対する暴力根絶への啓発	DV等、女性に対する暴力をなくす社会づくりのための啓発を行います。	市民	子育て支援課 市民活動推進課
17	女性に対する暴力の実態調査の実施	本プランの見直しに合わせて、女性に対する暴力について、市民を対象に実態調査を実施し、実情の把握に努めます。	市民	子育て支援課 市民活動推進課
18	DV等予防教育の充実	人権教育を中心に、発達段階に応じて、いじめ、DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の予防教育の充実に努めます。	市民	指導課

I-(2)-2 安全・安心が確保された相談支援

相談者が安全に安心して相談できるよう、相談体制の整備及び機能強化を図ります。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
19	被害者の相談体制の充実	女性の悩み相談や、各種健(検)診及び随時相談を実施するとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知に努め、相談がある場合には適切な対応につなげます。 また、相談窓口職員の研修に参加し、相談者に対し適切な対応がなされるよう努めます。	市民 市組織	子育て支援課 健康増進課
20	配偶者暴力相談支援センターとしての機能整備	配偶者暴力相談支援センターとしての機能のあり方を検討するとともに、相談支援体制の整備に努めます。	市組織	子育て支援課 市民活動推進課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
21	子どもに対する虐待への対策・支援	虐待を受けた子どもに対して、保育や教育、警察等の関係機関と連携しながら、保護等の適切な処置を行います。また、子どもへの虐待防止に向けた周知・啓発を行います。	市民	子育て支援課
22	障がいのある人に対する虐待への対策・支援	虐待を受けた障がいのある人に対して、障害福祉サービス事業所や警察等の関係機関と連携しながら、保護等の適切な処置を行います。また、障がいのある人の虐待防止に向けた周知・啓発を行います。	市民	障がい福祉課
23	高齢者虐待防止ネットワークと高齢者虐待への対応	関係機関とのネットワークを構築し、高齢者虐待の防止のための啓発事業、虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。	市民	高齢者福祉課
24	犯罪被害者への支援	「印西市犯罪被害者支援条例」に基づき、犯罪被害者に対し見舞金の支給等を行います。	市民	市民活動推進課

I-(2)-3 被害者支援のための連携体制の整備

関係機関同士が連携し、被害者の保護と適切な支援を提供できる体制を整備します。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
25	被害者の緊急避難支援	関係機関と連携し、被害者(同伴の子どもを含む)に適切な支援を行い、必要時には緊急的な安全確保を図ります。	市民	子育て支援課
26	被害者の自立支援の充実	関係課と連携し、被害者の生活再建に向けた情報提供や支援を行います。	市民	子育て支援課
27	DV 被害者の子どもへの支援	DV 被害によって引き起こされる子どもの心身障害に対し、関係機関と連携し対応します。また、個別面談及びケース会議等で具体策を検討したうえで、就学の支援や保育の実施等について配慮します。	市民	子育て支援課 保育課 指導課
28	被害者に係る情報の保護	被害者に係る個人情報について、関係課と連携し保護を徹底します。	市民	子育て支援課 市民課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
29	関係機関及び市内関係課との連携	被害者支援を総合的に進めるために、関係機関及び関係課と DV 個別ケースに関する会議を必要に応じて開催し、情報共有に努めます。	市組織	子育て支援課

誰もがいきいきと輝ける社会の実現のために

- ✓ 身体的な暴力だけではなく、精神的、経済的、性的、社会的な暴力も個人の尊厳を傷つけるものであることを認識し、自分の言動を振り返ってみましょう
- ✓ 暴力を受けているかもしれないと思ったら、一人で悩まず相談しましょう

あなたも心がけてみましょう！



重点目標 Ⅱ

多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり

重点施策(1)多様な働き方を選択できる環境づくり

男女が、それぞれの希望に応じて働くことができ、ワーク・ライフ・バランスの調和のとれた生活を実現するためには、男女が性差によって不当な扱いを受けることがなく、多様な働き方を選択できる環境づくりが重要となります。そのため、男女共同参画や労働に関する各種制度や法令を市民、事業者の双方に周知するとともに、それらの制度利用を促していくことが必要です。また、男女がともに働きやすい環境整備に向け、性別に由来する不当な取り扱いや、各種ハラスメントの防止に向けた啓発を行うことが必要です。

さらに、就職を希望する幅広い年代の人への支援を進め、生涯にわたる市民の多様な働き方の実現を進めます。

Ⅱ-(1)-1 男女がいきいきと働くための周知・啓発

各種制度への市民・事業者双方の理解と、市民の利用促進が進むよう、制度や法令の周知啓発を進めます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
30	市民への男女共同参画や労働に関する制度・法令の周知	市広報紙、市ホームページ等を活用し、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」等の法令について、情報提供を行います。	市民	市民活動推進課 商工観光課
31	事業所への男女共同参画や労働に関する制度・法令の周知	「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」等の法令について、情報提供に努めます。また、ダイバーシティ・マネジメント ^{*8} の重要性やポジティブ・アクション ^{*9} の取り組みの必要性についても周知に取り組みます。	事業者	商工観光課

*** 用語解説 ***

^{*8} **ダイバーシティ・マネジメント**: ダイバーシティ(多様性)の考え方をもとに多様な才能・技量を持った人員を配置し、組織の生産性を上げるための手法、施策のこと。

^{*9} **ポジティブ・アクション**: 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
32	商工業等自営業における女性の経営参画の普及	国・県・その他関係機関が発行する資料の配布等による情報提供を行います。	事業者	商工観光課
33	家族経営協定の普及促進	認定農業者連絡会議等で、家族経営協定の普及促進に向けた周知に取り組みます。	市民	農政課
			事業者	
34	次世代育成支援特定事業主行動計画の策定と推進	「印西市特定事業主行動計画」に付随する育児休業等の制度の周知に取り組みます。	市組織	人事課
35	職員における育児休業・介護休業等取得の推進	本市の職員及び教職員向けの『育児・介護のための両立支援ハンドブック』等により、両立支援制度について周知します。	市組織	人事課 学務課
36	職員に対するハラスメントの防止に向けた啓発の実施	各種ハラスメントを防止するため、本市の職員及び教職員に対して、ハラスメントの内容を周知し、防止策の実施を促します。	市組織	人事課 学務課
37	事業所におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	事業所における各種ハラスメントを防止するため、市民及び事業者に対して、ハラスメントの内容を周知し、事業者に対して防止策の取り組みを促します。	市民	商工観光課
			事業者	

Ⅱ-(1)-2 多様な働き方への支援

多様な働き方を希望する人に向けたサイトやセミナーの開催、拠点の運営等による情報提供、マッチング支援等を通して、多様な働き方の実現を促進します。

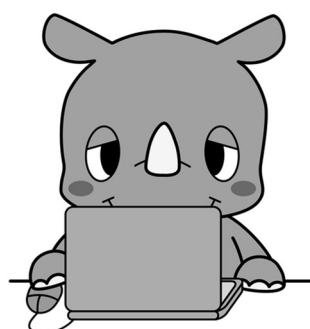
No.	事業等	事業内容	対象	所管課
38	「いんざいお仕事探しナビ」等を通じた求人情報の提供	市独自の求人・求職サイト「いんざいお仕事探しナビ」を通じた情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、求職者の状況に応じてセミナー等を開催します。	市民	商工観光課
			事業者	
39	起業関連事業、融資制度等の情報提供	国・県・その他関係機関が発行する資料の配布等による情報提供を行います。また、市商工会が行う起業セミナーを支援するとともに、起業・創業に関する融資制度等の情報提供を行うことにより、起業を希望する人の起業活動の支援につなげます。	市民	商工観光課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
40	高齢者の就労に向けた市民・事業主への情報提供	高齢者就労支援センターにおいて、高齢者の就労につなげるための技能訓練等シニアプログラムを提供し、高齢者の技能向上を図ります。また、高齢者の活躍の場を生み出すシルバー人材センターに補助金交付を行うとともに、事業主に対しては、国・県・その他関係機関が発行する資料の配布等により、高齢者の雇用促進に向けた各種制度等を周知します。	市民	高齢者福祉課 商工観光課
			事業者	
41	障がいのある人の雇用促進	就労支援相談員を配置して、就労を希望する障がいのある人の個人ニーズを把握し就業率の向上に努めるとともに、市組織としては、自ら率先垂範して、障がいのある人を採用し「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた雇用率の達成・維持に努めます。	市民	障がい福祉課 人事課
			市組織	

誰 も が いきいきと輝ける社会の実現のために

- ✓ 自分にとってどのような働き方が適しているのか、望む働き方をイメージしてみましょう
- ✓ 働きやすい職場環境を実現できるよう、同じ職場の人と、互いの働きやすい職場環境や望む働き方について話し合しましょう
- ✓ 日ごろから、働き方や制度についての情報を積極的に収集するとともに、各種制度の活用を検討しましょう

あなたも心がけてみましょう！



重点施策(2)地域社会で支える育児・介護の環境づくり

仕事と、育児や介護との両立は、働くことを希望する男女がその希望を叶えるにあたって特に重要な問題となります。

また、核家族化が進行する中で、近年では「ダブル・ケア」と言われる育児・介護のタイミングが重なることも指摘されており、育児や介護に取り組む人を地域で孤立させないことがより一層重要となります。

そこで、出産、育児に取り組む保護者を支えるための各種制度やサービスの情報提供、相談体制を整え、周知するとともに、家庭の状況に応じて利用できる各種サービスを提供していきます。

また、介護に取り組む家族や、高齢者本人への支援を実施し、介護者の負担軽減に努めます。

Ⅱ-(2)-1 出産・育児に取り組む保護者のための支援

出産・育児に取り組む保護者に向けた情報提供や相談体制、親子同士のふれあいの場を整えるとともに、家庭の状況に応じて利用できる制度を周知し、子育て家庭を支えます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
42	育児支援情報の提供	市広報紙、市ホームページ、子どもガイドブック、健康情報コーナー、各種相談や乳幼児健診時等を通じて、情報提供を行います。	市民	健康増進課
43	利用者支援専門員による子育て支援サービスの利用支援	利用者支援専門員がサポート役となり、子育て中の家庭と、子ども・子育てに関わる市の教育や保育関係の施設とをつなぎ、様々な子育て支援サービスの利用を支援します。利用者支援専門員は、子ども・子育てに関する情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を担います。	市民	子育て支援課 保育課
44	子育てに関する専門的な相談(家庭相談室)の実施	子どもや家庭に関わる問題やトラブルに対する不安・問題を解消できるよう、電話相談、訪問、面接等による対応を行います。	市民	子育て支援課
45	子育て支援センターにおける相談等の実施	日ごろから保護者が子育てに関して頼ることができる地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する講習の実施、相談、助言、情報の提供を行います。	市民	子育て支援課 保育課
46	親子のふれあい交流体験等の機会の提供	子育て支援センター等において、親子が自由に遊べる場を通して、親子同士の交流を図るとともに、子育てに関する疑問や悩み等について相談を受け、育児不安の解消に努めます。	市民	子育て支援課
47	子育てサークルの発足支援	子育てに関する団体活動の活発化に向けて、年間の年齢別親子事業を通して、子育てサークル発足への支援を行います。	市民	子育て支援課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
48	障がい児保育環境づくりの推進	巡回相談等の実施及び特別支援教育関係機関との連携を図り、心身の発達に遅れのある子どもへの一貫した支援体制の充実に努めます。また、利用者のニーズや状況に合わせた療育体制を整え、質の高いサービスの提供に努めます。	市民	障がい福祉課
			事業者	
49	ひとり親家庭等の就業支援制度の普及・啓発	母子・父子自立支援員による相談対応のほか、ひとり親家庭に「自立支援教育訓練給付金」、「ひとり親家庭高等技能訓練促進費等」の普及・啓発に努めます。	市民	子育て支援課
50	子ども・子育て会議を通じた子ども・子育て支援の推進	「印西市子ども・子育て会議」を通じて、関係者の意見を反映した子ども・子育て支援の推進を図ります。	市民	子育て支援課 保育課 学務課 生涯学習課

Ⅱ-(2)-2 働く保護者のための育児支援

仕事と子育ての両立を支援するため、働く保護者の多様なニーズに対応できるサービスを実施するとともに、子どもの放課後の活動の場を提供します。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
51	保育の受け皿整備	「印西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の受け皿拡充に向け、計画的に取り組みを推進し、待機児童の解消に努めます。	市民	保育課
52	印西市保育士等処遇改善事業	印西市保育士等処遇改善事業補助金交付により、保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、保育環境の向上に努めます。	市民	保育課
53	一時保育・延長保育・病児保育の推進	多様な働き方の実現を支援するため、家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について(主として昼間)、保育園、認定こども園などにおいて、一時的に保育を行います。また、認定こども園や保育園等においては、認定区分ごとに定められた保育時間を超えて、保育を実施します。病児・病後児に対しては、病院等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育を行います。	市民	保育課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
54	産休明け保育・低年齢児保育の拡充	子育てがあっても希望に応じて働くことができるよう、産休明けの家庭に対する保育や、低年齢児に対する保育を拡充します。	市民	保育課
55	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。事業の周知と会員の募集を呼びかけ、会員の充実と相互援助活動の支援を図ります。	市民	子育て支援課
56	学童クラブの推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図ります。	市民	保育課
57	児童館活動等の推進	子どもの放課後の居場所の確保と健やかな成長を支えるため、児童館等において、様々な遊びと場を提供します。	市民	子育て支援課
58	放課後子ども教室	子どもたちが放課後等に、安全に安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことのできる放課後の活動の場の提供・運営を進めます。	市民	生涯学習課
59	働く保護者の参加に配慮した保育園、幼稚園、学校行事活動	土曜日や日曜日の開催、参加期間を長めにとる等、多様な立場の保護者が参加できるように配慮した行事や活動を行います。	市民	保育課 学務課 指導課



Ⅱ-(2)-3 地域で暮らす高齢者のための介護支援

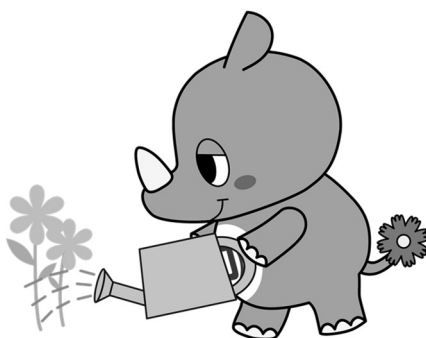
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの提供と周知に努めるとともに、介護を行う家族への支援や、認知症の高齢者の地域における生活を支援するための交流の場を提供します。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
60	介護保険制度や介護サービスの周知	市ホームページ、パンフレット、高齢者福祉のしおり、出前講座等を通じて、介護保険サービス及び介護保険制度の周知に取り組みます。	市民	高齢者福祉課
61	介護サービスの充実及び質の向上	「印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスをはじめ、ニーズに応じたサービス提供事業者の参入促進とともに、サービスの質の確保を図ります。	市民	高齢者福祉課
62	家族介護者への支援	家族介護者への支援として、各種高齢者在宅福祉サービスを提供するとともに、家族介護者教室により、家族介護者の知識習得や負担軽減を図ります。	市民	高齢者福祉課
63	地域包括ケアシステムの構築	高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築の推進を図ります。	市民	高齢者福祉課
64	認知症高齢者への支援の充実	認知症の人や地域住民など誰もが気軽に参加でき、集うことができる認知症カフェを開催します。	市民	高齢者福祉課
65	ひとり暮らし高齢者への日常生活支援の実施	ひとり暮らし高齢者を対象とする各種高齢者在宅福祉サービスの提供を行います。	市民	高齢者福祉課
66	地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知	認知症等により自身で判断が難しい人の意思決定を支援するため、講座及び相談会等を通して成年後見制度を周知するとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、必要な人に制度利用を促します。	市民	高齢者福祉課

誰 も が いきいきと輝ける社会の実現のために

- ✓ 育児や介護に関する情報を積極的に収集するとともに、地域の子育てサークルや家族介護者教室などに参加し、情報交換を図りましょう
- ✓ 地域全体で育児や介護を担うという意識を持ちましょう
- ✓ 育児や介護の悩みを家族で抱え込まず、困ったときは地域の人や行政機関に相談し、公的なサービスも利用しましょう

あなたも心がけてみましょう！



重点施策(3)政策・方針決定過程への女性参画の促進

様々な意思決定の過程において、男女が対等な立場で参画していくことが、男女の意見を反映した社会の実現につながります。

そのため、現在女性の割合の少ない審議会等の委員や本市の管理職等において、女性がこれまでよりも登用されることを促し、政策・方針決定の過程において、性別による偏りが少ない環境の実現を目指します。

Ⅱ-(3)-1 審議会等における女性参画の推進

本市の審議会等において女性を積極的に登用することにより、男女がともに参画する審議会運営を進めます。また、政治・経済・社会政策等に関する講座などを開催します。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
67	委員公募制の推進	「印西市市民参加条例」に基づき、積極的な委員の公募に努めます。	市民	全課
			市組織	
68	審議会等の女性委員選任の推進	本市の審議会等での女性委員比率 30%を目標として、「印西市市民参加条例施行規則」に基づき、女性委員の積極的登用に努めます。	市民	全課
			市組織	
69	重複任用の解消	幅広い人材登用を進めるため、「印西市市民参加条例施行規則」に基づき、委員の重複任用の解消に努めます。	市民	全課
			市組織	
70	政治・経済・社会政策等に関する生涯学習講座の実施	政治・経済・社会政策等に関する生涯学習まちづくり出前講座を、市民ニーズに応じて実施します。	市民	生涯学習課
71	政治分野における男女共同参画の推進	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、市民の関心と理解を深めるとともに、市広報紙・市ホームページ等により啓発を行います。	市民	市民活動推進課

Ⅱ-(3)-2 管理職等への女性の登用促進

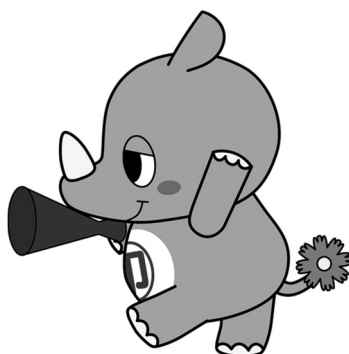
女性職員の職域拡大や能力開発に取り組むなど、本市の管理職等への女性の登用を積極的に進めます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
72	女性職員の登用	女性職員の管理職等への積極的な登用を進めるため、本市の職員全体への意識啓発や、女性に対する実務能力向上のための研修を実施します。女性職員の職域拡大、能力開発を進めます。	市組織	人事課
73	特定事業主行動計画及び女性の登用状況の公表	本市の特定事業主行動計画を市ホームページで公開するとともに、女性の登用状況を毎年度市ホームページ等で公表します。	市民	人事課

誰もがいきいきと輝ける社会の実現のために

- ✓ 政治・経済・社会政策等に関する講座等に積極的に参加し、市政に関心を持ちましょう
- ✓ 意思決定の過程においては、多様な立場や視点の意見を取り入れましょう

あなたも心がけてみましょう！



誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

重点施策(1)生涯にわたる健康づくり

生涯にわたる健康づくりを進めるにあたっては、性差や年齢差に留意することが重要です。特に女性では、妊娠や出産など女性特有のライフイベントを経験することが考えられ、思春期から高齢期まで、ライフステージの変化に伴う身体の変化が大きくあります。

また、男女それぞれ、性別固有の疾病になる可能性があるため、生涯にわたる健康や妊娠・出産の自己決定権であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて男女がともに理解することが重要です。

そのため、個人が性について理解するための機会を提供するとともに、性差やライフステージに応じたきめこまやかな健康づくりを支援していきます。

Ⅲ-(1)-1 妊娠・出産等に関する健康支援

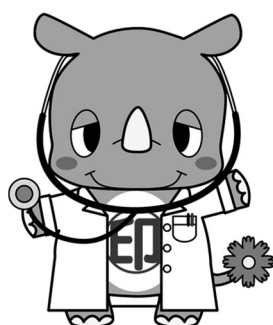
妊娠・出産等に伴う女性の心身の健康や体調管理を支援します。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
74	安全で安心できる妊娠・出産の支援	妊娠・出産に伴う健康管理等を支援するため、妊婦相談、訪問指導を随時実施するほか、マタニティ教室を実施します。また、妊婦健診の費用補助を行います。	市民	健康増進課
75	特定妊婦及びハイリスク妊婦への個別相談	妊娠届出書をもとに、保健師等による特定妊婦及びハイリスク妊婦への個別相談を行い、妊娠期の妊婦の不安の解消に努めます。	市民	健康増進課 子育て支援課
76	母性健康管理指導事項連絡カードの周知	母性健康管理指導事項連絡カードの周知や活用促進を図るため、母子手帳発行面接時などに、働く妊婦への個別指導と連絡カード配布を行います。	市民	健康増進課

Ⅲ-(1)-2 「いのち」と「性」に関する教育の充実

思春期の児童生徒に向けた性教育や発達に関する理解を促す情報提供をするとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての啓発を行います。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
77	性や生命について理解する教育の推進	保健学習を中心に、養護教諭等の助言やT・T（チーム・ティーチング）によって、思春期の児童生徒を対象にした性教育の充実を進めます。また、沐浴人形、妊婦疑似体験ジャケット等を使用し、生命の誕生や尊さについても理解する教育を実践します。	市民	指導課 健康増進課
78	思春期の成長・発達に関する保護者への知識・情報の提供	保健だよりの発行や保健の授業の公開を通して、保護者への情報提供を行います。	市民	指導課
79	思春期についての保健指導・相談の実施	保健学習を中心に、性に関する適応指導や男女交際のあり方等を発達段階に応じて指導するとともに、教育センターにおいて、保護者及び児童生徒に対するきめ細かな相談体制を確立します。	市民	指導課
80	小・中学校における喫煙・飲酒・薬物の保健教育の推進	防犯教室、保健や家庭科の授業及び学級指導、総合的な学習の時間等を通して、健康教育の充実に努めます。また、喫煙・飲酒予防等に関する情報提供を行います。	市民	指導課
81	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	男女が互いの性に関して正しい知識と理解を深めるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行います。	市民	市民活動推進課



Ⅲ-(1)-3 性差や年齢差に応じた健康支援

生涯にわたって市民が性差や年齢に応じて健康の保持・増進に取り組めるよう、健康づくりに関する情報提供や相談支援、介護予防の機会やスポーツ機会の提供を行います。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
82	健康づくり意識の啓発、知識・情報の提供	健康情報コーナーの設置、各種健診会場での健康情報パンフレットの配布を行います。	市民	健康増進課
83	女性特有のがんに関する啓発や、各種健診(検診)の受診促進	乳がん・子宮頸がん等の女性特有のがんに関する正しい知識を普及啓発し、がん検診の受診勧奨等により、がん予防に努めます。また、39歳以下健康診査、結核検診、各種がん検診、口腔疾患健診、骨粗しょう症検診の実施とともに、健康診査等受診券の発行により受診の促進を図ります。	市民	健康増進課
84	健康相談・健康教育による健康づくりへの支援	健康づくり相談、出前健康講座、依頼教育、各種集団健(検)診時における教育などを実施します。	市民	健康増進課
85	高齢者クラブの育成・支援	補助金交付を行い、高齢者クラブの活動支援を図り、高齢者の健康増進、社会参加を促進します。	市民	高齢者福祉課
86	介護予防の推進	地域支援事業における介護予防事業を開催するとともに、介護支援ボランティア制度に基づく活動を積極的に奨励・支援します。	市民	高齢者福祉課
87	各種スポーツイベントの情報提供	市民大会をはじめ、市主催のイベントについて、市広報紙・市ホームページ・ポスター等を活用して周知します。	市民	スポーツ振興課
88	スポーツ参加機会の提供	誰もが気軽にスポーツを始められ、親しめるよう、スポーツフェスや各種教室等を開催します。また、学校の体育施設の開放や、総合型地域スポーツクラブへの支援をします。	市民	スポーツ振興課

誰もがいきいきと輝ける社会の実現のために

- ✓ 互いの性を尊重し、性や健康に関する自己決定権を認め合いましょう
- ✓ 自分自身の健康や性に関心を持つとともに、成長やライフイベントに伴って起こる心身の変化について理解しましょう
- ✓ 健康に関する相談先について知るとともに、日ごろから身体を動かし、健康増進に努めましょう

あなたも心がけてみましょう！

重点施策(2)誰もが住みやすい地域づくり

障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者であることにより、これらの人が生きづらさを感じる状況が多々あることが指摘されています。また、外国人市民を含め、誰もが住みやすい地域づくりに向けて、あらゆる身体的・生物学的特徴や、文化的背景の違いに関わらず、これらの人々への支援を充実していくことが必要です。そのため、障がいや性、国籍にとらわれずに社会に参画できるための支援や、ひとり親家庭等が暮らしやすいための支援に取り組めます。

Ⅲ-(2)-1 障がいのある人・ひとり親家庭・性的少数者等への支援

障がいのある人の社会参加の機会をつくるとともに、ひとり親家庭への経済的支援や性的少数者の人への理解・配慮について進めます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
89	障がいのある人に対する差別解消のための広報・啓発	市広報紙や障がい福祉のしおりによる啓発とともに、障がいのある人への偏見や理解不足による差別を解消するための市民講座等を開催します。	市民	障がい福祉課
90	障がいのある人に配慮した教育の推進	学校教育全体を通して、障がいの有無にとらわれず、協力して活動できるよう配慮した指導を行います。	市民	指導課
91	障がいのある人に対する合理的配慮の理解促進・研修の実施	本市の職員及び教職員が、障がいのある人に合理的な配慮ができるよう、職員及び教職員向けの研修等による理解促進に努めます。	市組織	障がい福祉課 人事課 指導課
92	障がいのある人への情報伝達手段の確保	音訳広報の発行のほか、手話通訳者の課内への配置、派遣等の事業を推進します。	市民	障がい福祉課
93	ひとり親家庭等医療費の助成	子育てに係る経済的な負担を軽減するため、ひとり親家庭等への医療費等の助成を行います。	市民	子育て支援課
94	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度（県制度）の普及・啓発	母子家庭や寡婦の人の生活の安定と、生活意欲の助長及びその児童の福祉の向上を図るための貸付制度の普及・啓発に努めます。	市民	子育て支援課
95	性にとらわれない表現の促進	本市が発信する情報について、差別的表現がないよう点検するとともに、全庁的に性にとらわれない表現を使用するよう、職員への啓発に努めます。	市組織	全課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
96	性的少数者に関する市民への啓発	性的少数者についての理解を進めるための啓発を市ホームページや情報紙等を通して実施します。また、性的少数者の当事者が利用することのできる相談支援等の周知に努めます。	市民	市民活動推進課
97	多様な性に関する教育及び性的少数者への配慮の促進	人権教育及び性に関する保健学習を中心に、児童生徒及び保護者に対し多様な性について正しい知識と理解を深める教育を実施するとともに、性的少数者へのきめ細かな配慮や相談体制を構築します。	市民	指導課
98	性的少数者に関する職員への理解促進・研修の実施	本市の職員及び教職員が性的少数者について理解し、適切な配慮ができるよう、職員及び教職員向けの研修等による理解促進に努めます。	市組織	市民活動推進課 人事課 指導課
99	職場における性的少数者への配慮についての啓発	性的少数者の当事者が働く上で不利益を被ることがないよう、職場における性的少数者への配慮についての啓発を進めます。	事業者	市民活動推進課 商工観光課

Ⅲ-(2)-2 多文化共生の推進

外国人市民の暮らしやすい生活に向けた支援を提供するとともに、国際交流を推進することにより、多文化共生を進めます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
100	言語に配慮した行政情報の提供	外国人市民にわかりやすい情報提供を実現するため、外国語ややさしい日本語による広報に努めます。	市民	全課
101	外国人市民のための無料相談	外国人市民の日常生活における悩みや法律に関する問題等の相談に、行政書士が無料で対応します。	市民	企画政策課
102	地域行事等への外国人市民の参加促進	地域参加へのきっかけづくりの講座の開催や、情報提供を行い、外国人市民の地域活動への参画を促進します。	市民	企画政策課 生涯学習課
103	異文化理解講座を通じた国際理解の推進	一般市民を対象とした異文化理解講座の開催や、市立幼稚園及び小中学校に通う幼児及び児童生徒を対象とした異文化理解推進事業を実施します。	市民	企画政策課

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
104	ALT(外国語指導助手)の導入等による国際的感覚の育成	外国語活動や英語科学習の充実及びコミュニケーション能力の向上を図るため、小中学校へのALT(外国語指導助手)の派遣を行います。また、市立幼稚園にも派遣し、英語に触れる活動を行います。	市民	指導課
105	外国人児童生徒・帰国児童生徒に配慮した教育の推進	外国人児童生徒・帰国児童生徒の円滑な学校生活や学習活動を保障するために、必要に応じた日本語指導員を配置します。	市民	指導課

Ⅲ-(2)-3 災害対策や町内会等の活動における男女共同参画の推進

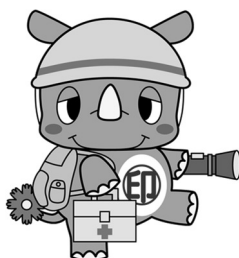
災害対策において、男女共同参画の視点から配慮に取り組むとともに、災害に向けた備えを行います。また、誰もが住みやすい地域づくりの一環として、町内会等の活動における男女共同参画を進めます。

No.	事業等	事業内容	対象	所管課
106	個別対策マニュアル等の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、個別対策マニュアル、避難所運営マニュアル等の見直しを随時行います。	市民	防災課
107	女性消防団員の積極的な登用	防火・防災意識の高揚のため女性消防団員の登用を図り、市民への啓発活動を継続します。	市民	防災課
108	町内会等の活動への女性の参画の促進	町内会等の活動において、男女がともに活躍できるよう情報提供を行い、女性の参画を促進します。	市民	市民活動推進課

誰もがいきいきと輝ける社会の実現のために

- ✓ 自分自身の性や性別特有の疾病、妊娠・出産などに関する正しい知識を持つとともに、体調管理や適度な運動を日ごろから心がけましょう
- ✓ 避難訓練に参加するなど災害に備える意識を持つとともに、それらの中で、災害時のイメージを普段から持っておきましょう

あなたも心がけてみましょう！



計画の目標指標

重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識づくりを進めるまちづくり

	指標項目	現状値 【2017 年度】 (平成 29 年度)		目標値 【2023 年度】	準拠する 計画
1	男女平等とを感じる人の割合 (市民意識調査)				
	(1) 社会全体	15.8%	▶	増加	県
	(2) 職場	25.8%	▶	増加	
	(3) 家庭生活	36.8%	▶	増加	
2	法制度の認知度 (市民意識調査)				
	(1) 女子差別撤廃条約	18.2%	▶	増加	国 県
	(2) 男女共同参画社会基本法	31.3%	▶	増加	県
	(3) 育児・介護休業法	56.9%	▶	増加	
	(4) 男女雇用機会均等法	75.7%	▶	増加	県
	(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)	57.5%	▶	増加	
	(6) 女性活躍推進法	25.2%	▶	増加	
3	言葉の認知度 (市民意識調査)				
	(1) ジェンダー (社会的・文化的性差)	38.1%	▶	増加	
	(2) 性別役割分担意識	11.2%	▶	増加	
	(3) ワーク・ライフ・バランス	32.9%	▶	増加	
	(4) ポジティブ・アクション	10.7%	▶	増加	
	(5) 性的マイノリティ (LGBT など)	43.8%	▶	増加	
4	人権尊重や男女共同参画の視点 に立った各教科、特別活動を行 う小中学校数 (指導課)	小学校全校 中学校全校	▶	小学校全校 中学校全校	

重点目標Ⅱ 多様な生き方が実現でき、男女がともに活躍できるまちづくり

	指標項目	現状値 【2017 年度】 (平成 29 年度)		目標値 【2023 年度】	準拠する 計画
5	家族経営協定の締結数 (農政課)	38	▶	増加	国 県
6	保育園待機児童数 (保育課)	133 人	▶	解消	国 県
7	審議会等の女性委員比率 (市民活動推進課)	28.4%	▶	30%	国 県
8	市議会議員の候補者に占める女性 の割合 (選挙管理委員会)	20%	▶	30%	国
9	本市の職員に関する比率 (人事課)				
	(1) 男性の育児休業取得率	0%	▶	13%	国
	(2) 障がいのある人の実雇用率	2.27%	▶	2.60%	国
	(3) 全職員に占める女性職員比率	40%	▶	50%	
	(4) 女性管理職比率	11.6%	▶	20%	国

重点目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

	指標項目	現状値 【2017 年度】 (平成 29 年度)		目標値 【2023 年度】	準拠する 計画
10	思春期保健授業を行う小中学校数 (指導課)	小学校全校 中学校全校	▶	小学校全校 中学校全校	
11	子宮頸がん検診受診率 (健康増進課)	30.1%	▶	年間約 1%増加	国 県
12	乳がん検診受診率 (健康増進課)	41.5%	▶	年間約 1%増加	国 県
13	介護支援ボランティア制度登録者数 (高齢者福祉課)	64 人	▶	増加	
14	女性消防団員数 (防災課)	5 人	▶	増加 (定員 25 人)	国 県
15	町内会等の長に占める女性の割合 (市民活動推進課)	2.3%	▶	10%	国

※指標項目は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「第 4 次千葉県男女共同参画計画」に準拠。

※指標項目 1～3 の現状値は、市民意識調査（平成 29 年実施）の数値。

※指標項目 4～7、9～15 の現状値は、担当課調べ（平成 30 年 3 月 31 日現在）。

※指標項目 8 の現状値は、平成 27 年 4 月印西市議会議員選挙の数値。

※目標値は、国、県の目標を参考とし、本市の現状値を踏まえ設定。

*** 重点目標Ⅰ 指標項目3「言葉の認知度」の用語解説 ***

（１）ジェンダー（社会的・文化的性差）

人間の生まれについての生物学的性別（セックス／sex）と区別される考え方で、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中にある、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」を指す。

（２）性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のこと。また、その役割を「固定的性別役割分担」という。

（３）ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

（４）ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

（５）性的マイノリティ（LGBT など）

性的少数者のこと。性的指向が同性に向いている同性愛者、男女両性に向いている両性愛者、性自認において身体と心の性が一致していないため自分の性別に違和感を覚える人などが含まれ、人口に占める割合が少ないことから性的少数者といわれる。

第 5 章 推進体制



1. 推進体制の強化

(1) 庁内推進体制の充実

本プランの推進にあたり、行政の果たす役割は大きく、まずは行政が率先して男女共同参画の取り組みを進めていくことが重要です。本市の職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識して行動できるよう、必要に応じて職員研修を実施するとともに、施策の立案・評価や事業の実施にあたっては男女共同参画の視点を持って行います。

また、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を着実に実施するとともに、ポジティブ・アクションとして女性の職域拡大や登用を図り、市役所が男女共同参画のモデルとなることを目指します。

なお、男女共同参画施策を一層積極的に、効果的に展開するため、本プランの推進状況を勘案し、第2次プランに引き続き、条例制定等の手法について検討します。

(2) 印西市男女共同参画推進懇話会

学識経験者や公募委員、関係機関・団体の代表等により構成される「印西市男女共同参画推進懇話会」において、本プランの策定に関することについて、様々な立場からの意見を広く聴取し、必要な調査、審議及び検討を行います。

また、本プランに基づく施策の推進については、毎年計画の進捗状況を報告するとともに、男女共同参画に関わる苦情や相談の状況を報告し、本市における男女共同参画について、その実態の把握と調査及び研究を行います。

(3) 関係機関等との連携の推進

本プランの推進にあたり、国・県等関連機関との連携を図り、最新の動向や情報等を入手するとともに、他自治体の先進事例等を収集し、本市の施策に活用できるよう調査研究していきます。

また、事業者に対しては、職場における男女共同参画の推進に向けた働きかけを行います。

さらに、男女共同参画に関する活動を行う団体との連携を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応します。

(4) 男女共同参画活動拠点機能の整備

男女共同参画に関する相談窓口や、市民にとっての男女共同参画の活動拠点としての機能につきましては、配偶者暴力相談支援センターとしての機能も含め、そのあり方を検討するとともに、相談・支援体制のさらなる整備に努めます。

(5) 苦情処理・相談体制の整備

男女共同参画に関する苦情や相談のうち、所管課で解決できない困難な問題に関しては、男女共同参画推進本部作業部会の調査・協議等により、問題の解決に向けた体制整備を目指します。

2. 計画の進行管理

(1) 事業の推進状況の点検・評価

本プランに基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくために、本プランに位置付けた事業の推進状況について、所管課において毎年度点検・評価を行います。その結果は、「印西市男女共同参画推進懇話会」に報告し、学識経験者や市民の代表等の意見を広く聴取するとともに、その推進状況の点検・評価等の諸問題を協議したうえで、達成状況及び翌年度の方向性を年次報告として市民に公表します。

(2) 目標指標による進捗の把握

本プランに位置付けた目標指標について、策定時の現状値と比較して進捗状況を把握します。事業がどれだけ行われたかを示す活動指標については、事業の実施結果を基に毎年度把握し、その結果としてどのような効果が表れたかを示す成果指標については、必要に応じて市民意識調査などを用いて把握します。

第 6 章 資料編



1. 計画の策定経過

日付	内容
平成 29 年 9 月 22 日	平成 29 年度第 1 回印西市男女共同参画推進懇話会 ○会長及び副会長の選出について ○懇話会の所掌事務について ○第 2 次印西市男女共同参画プラン平成 28 年度進捗状況報告について ○第 3 次印西市男女共同参画プラン策定に係るスケジュールについて
平成 29 年 11 月～12 月	印西市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査 ○市民対象調査:18 歳以上の男女 3,000 人 ○事業主対象調査:印西市商工会の会員企業 730 事業所 ○小中学校調査:市内小中学校 29 校
平成 30 年 3 月 7 日	平成 29 年度第 2 回印西市男女共同参画推進懇話会 ○市民意識調査結果の報告について ○国・県の動向について ○第 3 次印西市男女共同参画プランの今後の策定スケジュールについて
平成 30 年 5 月 29 日	第 3 次プラン策定に係る職員及び男女共同参画推進懇話会委員研修 「男女共同参画を行政で進めるためには」
平成 30 年 7 月 27 日	平成 30 年度第 1 回印西市男女共同参画推進懇話会 ○第 2 次印西市男女共同参画プラン平成 29 年度進捗状況及び現行計画の評価について ○本市の現状について ○提言書の作成に向けた検討
平成 30 年 9 月 26 日	平成 30 年度第 2 回印西市男女共同参画推進懇話会 ○第 3 次印西市男女共同参画プラン「提言書(案)」について
平成 30 年 10 月 10 日	印西市男女共同参画推進懇話会から市長に提言書提出
平成 30 年 10 月 16 日	平成 30 年度第 1 回印西市男女共同参画推進本部幹事会 ○第 2 次印西市男女共同参画プラン平成 29 年度進捗状況について ○第 3 次印西市男女共同参画プラン(素案)について
平成 30 年 11 月 5 日	平成 30 年度第 1 回印西市男女共同参画推進本部会議 ○第 2 次印西市男女共同参画プラン平成 29 年度進捗状況について ○第 3 次印西市男女共同参画プラン(素案)について
平成 30 年 12 月 12 日～26 日	パブリック・コメントの実施 ご意見数:延べ 1 件
平成 31 年 1 月 11 日	平成 30 年度第 2 回印西市男女共同参画推進本部幹事会 ○第 3 次印西市男女共同参画プラン(最終案)について
平成 31 年 1 月 28 日	平成 30 年度第 2 回印西市男女共同参画推進本部会議 ○第 3 次印西市男女共同参画プラン(最終案)について

2. 第3次印西市男女共同参画プランに向けた提言書

第3次印西市男女共同参画プランに向けた提言書

印西市男女共同参画推進懇話会

1. 暴力やハラスメントのない社会づくりに向けた支援や、性的マイノリティなどの社会的弱者に配慮する意識づくりに取り組み、誰もが暮らしやすい市を実現することを提言します。

〈提言の理由〉

- 暴力やDV、女性の悩みについては、市で相談支援を実施していますが、平成 29 年に実施した市の市民対象調査によると、まだまだ暴力やDVの潜在的な被害者はいるのではないのでしょうか。また、子どもなど自分から相談しづらい立場の人もあると思いますので、それらの対応が必要です。
そのため、暴力やDV、女性の悩みについて、現在の相談体制の課題を分析し、子どもを含む幅広い立場の人が利用しやすい、より充実した相談体制の整備に早期に取り組むことを要望します。
さらに、昨今の社会情勢の変化も鑑み、電話以外にもメールなどのITを用いるといった相談方法の拡充や、個人情報のセキュリティ強化により、誰もが安心して相談できる体制づくりに取り組むことを要望します。
- LGBTなどの性的マイノリティに対する配慮については、国の法整備もされておらず、自治体レベルで取組みに差があり、社会全体としても十分な周知や啓発が進んでいるとは言えない状況にあります。学校教育においては、平成 29 年に実施した市の小中学校調査では市内小中学校の約8割が男女混合名簿を実施していると回答しており、男女の性差への配慮は行われていますが、性的マイノリティへの理解や配慮は未だ不十分です。これは人権侵害にも関わる問題であり、自殺や子どものいじめなどにつながる可能性もある喫緊の課題であります。
そのため、教職員が、問題に直面した際に、迅速に専門的なアドバイスを受けることができるような、専門家による支援体制と、子ども自身が安心して相談できるような相談体制の整備を要望します。
また、市に対しては、性的マイノリティへの配慮についての啓発や、職員や市民の理解の促進に努めることを要望します。
- 平成 29 年に実施した市の事業主対象調査では、82.7%の事業所が「ハラスメントが問題になったことがない」と回答し、ハラスメントの防止に向けた取り組みについては、いずれの防止策でも事業所における実施状況は6割台にとどまっています。中小企業からの回答が多い点に留意する必要がありますが、事業所においてはハラスメント防止の重要性に関する認識が十分に高いとは言えず、事業所のみではハラスメント対策に取り組むことが難しい状況にあります。
そのため、近年、社会的にハラスメントに対する関心が高まっている中で、ハラスメントにあたる行為や、防止策について、市がさらに啓発を行っていくことを要望します。

2. 子育て支援や、介護従事者への支援を充実し、希望する人が家庭と仕事を両立でき、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができる市を実現することを提言します。

〈提言の理由〉

- 印西市では、女性の労働力率が描くM字カーブについて、平成22年と27年を比較すると、20代後半から30代後半の落ち込み幅が改善しており、出産・育児期であっても、働くことを希望する女性は増加傾向にあるといえます。

また、保育園については、「印西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成30年10月1日までに、私立保育園8園、私立幼保一体型認定こども園2園が開園するなど、近年増加する保育需要への対応に進展が見られます。

しかし、今後も、転入などによる未就学児童の増加及び共働き世帯の増加により、保育需要のさらなる増加が見込まれます。

そのため、市として適切に保育園などを設置し、0歳児から小学生までの保育の希望を全て叶えることを要望します。

- 子育てや介護を理由とした離職は、企業の労働力不足を加速させることにつながるため、子育てや介護の両立に関する制度が充実し、柔軟に働くことができる環境づくりが重要となります。

そのため、女性の出産後の職場復帰支援や、働きながら子育てや介護に取り組むためのフレックス制度の導入促進、企業内保育の実施など、子育てや介護による離職が多い女性に対するサポートの充実を、市が企業に働きかけていくことを要望します。

- 今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、定年退職後の元気な高齢者についても、地域活動や仕事の重要な担い手となります。

そのため、シルバー人材の受入れ先を増加させ、雇用を生み出すことを要望します。

また、生産年齢人口の女性が働くことを促進するため、子育て経験者である高齢者が、その経験を活かして若い世代の子育てを支援する取り組みを要望します。

- 今後、高齢者の増加が見込まれる中で、在宅生活を送る高齢者への支援が重要となります。

そのため、在宅生活を送る高齢者を支援する体制の整備や、家族介護者が介護サービスを利用しながら在宅で介護ができる、訪問診療や訪問看護サービス等の充実を要望します。

3. 管理職等に占める女性の割合の向上など、女性が活躍できる環境づくりの実現に向けた取り組みの推進を提言します。

〈提言の理由〉

- 平成 29 年度には、審議会等の女性委員比率は 28.40%、市役所の女性管理職比率は 11.60%、自治会長に占める女性の割合は 2.30%です。
市役所の女性管理職比率は、(市役所全体の男女比率が半々となる事を前提として) 50%となる事が望ましいと思われませんが、県内で上位の 3 市町が 20%台(平成 29 年 4 月 1 日現在)であることを鑑み、まずは 20%台を目指して女性の管理職登用を進めることを要望します。さらに、部長職への女性の登用を推進することも要望します。
- 平成 29 年度に実施した市の市民対象調査によると、管理職に昇進することのイメージとして、男女ともに約 8 割が「責任が重くなる」と回答し、女性では約 4 割が「仕事と家庭の両立が困難になる」と回答していることから、特に女性では、精神的負担と業務量の増加が、管理職となることの妨げの大きな要因となっているようです。
そのため、メンタルヘルスケアやキャリアサポートといった、女性が管理職になるための支援体制の充実を要望します。さらに、管理職となった女性が、自身の希望する働き方ができるよう、職場環境の整備を要望します。
また、男女を問わず、採用当初から、将来管理職になるための意識の醸成や、キャリアアップ研修などを、長期的な計画で推進していくことを要望します。
- 女性の社会参画は、仕組みづくりを行うことから広がっていくと考えられます。
そのため、まずは市が率先して取り組んでいくことを要望します。
- 女性活躍に向けて先進的に取り組んでいる民間企業もあるものの、特に政治分野では女性の進出が遅れている状況があります。
そのため、市政に関する意思決定を担う審議会や議会等における女性の割合を増やしていくことを要望します。
- 自治会長に占める女性の割合については、副会長などに女性が就任して男女で役割を分担している場合もあります。自治会において要職に就いている女性が増えることは、災害時や緊急時に、男女の性差に配慮したきめ細かな対応が、可能となることにつながります。
そのため、現状を適切に把握したうえで、自治会の中で女性が果たす役割の重要性について周知するとともに、その実現に向けた支援内容を検討することを要望します。

4. 生涯にわたる健康づくりがより一層進むよう、子どもから高齢者まで地域で健康づくりに取り組むことのできる環境整備を提言します。

〈提言の理由〉

- 男女がともにいきいきと暮らすためには、生涯にわたる健康づくりが基本となります。そのため、子どもから高齢者まで地域で健康づくりに取り組む環境が整備されるよう、公園などに遊具だけでなく、高齢者が運動できるような器具・施設を設置するなどの取り組みを要望します。

5. 計画の推進に向けては、普及や啓発のみならず、重点的に取り組んでいき、制度利用につなげることを提言します。

〈提言の理由〉

- 男女共同参画の計画は、多種多面にわたるため、5年間の計画の中で、期間を決めて一部の取り組みにスポットを当てて、重点的に取り組むことも効果的と考えられます。
- 市の各種サービスや制度については、啓発にとどまらず、利用・活用につなげていくことに重点を置いた体制の整備を要望します。
- 各課が個別に取り組んでいる事業について、効率化できる部分があると考えられます。今後、男女共同参画を全庁的、全市的に進めていくためには、各課の連携による効率化が重要だと考えられます。
そのため、各課の男女共同参画の取り組みを統括し、効率よく推進していくことを要望します。
- 男女共同参画の推進にあたっては、特に女性の参画促進に力を入れている現状がありますが、女性の参画を進めるためには、女性自身の努力だけでなく、男性を含む、社会や地域の理解や協力も必要不可欠です。
そのため、企業に対しては男性の働き方改革も促すとともに、家庭においては、固定的役割分担意識の見直しと、男女が負担を分かち合い協力し合える環境づくりに取り組むことを要望します。

3. 印西市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期:平成 29 年 9 月 1 日～平成 31 年 8 月 31 日

委員・分野等	所属	氏名
学識経験を有する者	東京電機大学システムデザイン工学部	渡邊祐子(会長)
	順天堂大学スポーツ健康科学部	荻原朋子(副会長)
公募により選出された 市民	公募市民	萩山久雄
	公募市民	森田晶子
その他市長が必要と 認める者	印西市校長会	押田香代子※ ¹ 佐久間庸夫※ ²
	印西市女性の会	坂口育子
	印西市民生委員児童委員協議会	大内美弥子
	NPO法人いんば子どもネットワーク	加藤綾子
	日本医科大学千葉北総病院	稲垣育子
	イオンリテール株式会社	湯田信之※ ³ 川井大海※ ⁴
	印西市商工会	坂巻英子
	印西市PTA連絡協議会	山崎恵※ ⁵ 小田由香※ ²

(順不同・敬称略)

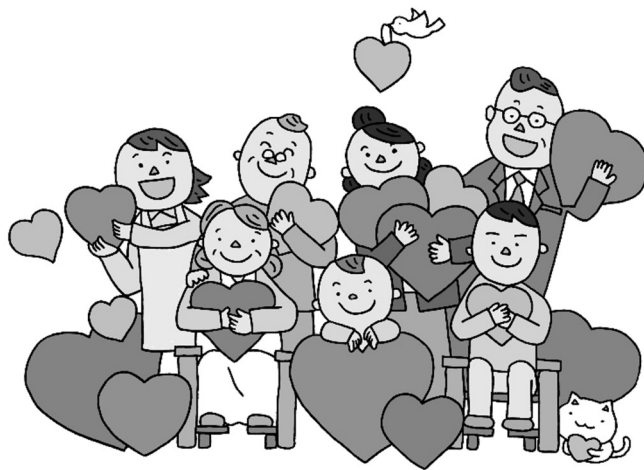
※1 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

※2 平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 8 月 31 日

※3 平成 29 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

※4 平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 8 月 31 日

※5 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日



4. 印西市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成14年11月28日告示第91号

改正

平成19年3月29日告示第43号

平成22年3月17日告示第80号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する諸問題及び施策について、広く市民の意見を求め、もって男女共同参画社会の形成の推進に資するため、印西市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会を実現するための指針となる計画策定に関し、必要な調査、審議及び検討を行うこと。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (3) 本市における男女共同参画について、その実態の把握と調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議で検討された事項については、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(最初に委嘱される印西市男女共同参画推進懇話会の委員に関する特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される印西市男女共同参画推進懇話会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則 (平成19年3月29日告示第43号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附則 (平成22年3月17日告示第80号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

5. 印西市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年 3 月14日 告示第24号

改正

平成19年 3 月 8 日 告示第20号

平成22年 3 月17日 告示第81号

平成26年 3 月27日 告示第27号

平成27年 3 月31日 告示第47号

平成30年 3 月27日 告示第43号

平成31年 3 月 5 日 告示第20号

(設置)

第 1 条 市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、印西市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 印西市男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長並びに印西市行政組織条例（平成 8 年条例第13号）第 2 条に規定する部、印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第 1 号）第11条の表に規定する教育部及び印西市水道事業の設置等に関する条例（昭和52年条例第12号）第 4 条第 2 項に規定する水道部の長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、会務を総括し、推進本部を代表する。

2 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

2 総括幹事は、市民部長の職にあるものを充て、幹事は印西市行政組織規則（平成 9 年規則第31号）第 6 条第 1 項に規定する課のうち部内の連絡調整に関することを所掌する課、印西市教育委員会行政組織規則第11条の表に規定する教育総務課及び印西市水道事業処務規程（昭和57年水道事業管理規程第 1 号）第 2 条に規定する課の長並びに推進本部の所掌事務に関して市長が必要と認める課の長の職にある者をもって充てる。

3 総括幹事は、必要の都度幹事会の会議を招集し、これを主宰する。

- 4 幹事会は、推進本部の所掌事項に関する専門的な調査及び検討並びに推進本部に付議すべき事項の調整及び調査を行うものとする。
- 5 幹事会は、前項の調整及び調査を行うために、必要があると認めた場合は、作業部会を設置することができる。
- 6 総括幹事に事故あるときは、市民部市民活動推進課長の職にあるものがその職務を代理する。

(協力要請)

第7条 推進本部は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員に推進本部への出席及び資料の提出等協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月8日告示第20号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日告示第81号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第47号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日告示第43号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月5日告示第20号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

6. 関係法令等

(1)男女共同参画社会基本法

平成十一年 六月二十三日法律第七十八号
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要

事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規

定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号
最終改正 平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係

係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条に

において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者

の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該

子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条の二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は

第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読

み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、 又はその婚姻が取り消 された場合	第二十八条の二 に規定する関係 を解消した場合
--------	------------------------------	-------------------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 [抄]

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十六年法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限

る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十九年法律第百十三号） [抄]

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年法律第七十二号） [抄]

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又

は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、

同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又

は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託

がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第 3 次印西市男女共同参画プラン

〔 基本計画：2019(平成 31)年度～2028 年度
実施計画：2019(平成 31)年度～2023 年度 〕

平成 31 年 3 月発行

発行 印西市

編集 印西市 市民部市民活動推進課 男女共同参画係

住所 〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2

電話 0476-33-4431

